

要求水準書（案）別紙

目 次

別紙 1 業務範囲区分表.....	69
別紙 2 概略処理フロー.....	70
別紙 3 主要機器一覧表.....	71
別紙 4 受注者の資格基準等	83
別紙 5 汚泥処理実績	93
別紙 6 大阪府流域下水道水質試験実施要領	94
別紙 7 汚泥等分析に関する要領	95
別紙 8 環境分析業務に関する要領.....	96
別紙 9 法定点検ほか業務	103
別紙 10 電気保安規程.....	121
別紙 11 既存埋蔵文化財調査.....	144
別紙 12 既存土質調査.....	145
別紙 13 既存設備との取合位置図.....	149
別紙 14 事業対象範囲図	156

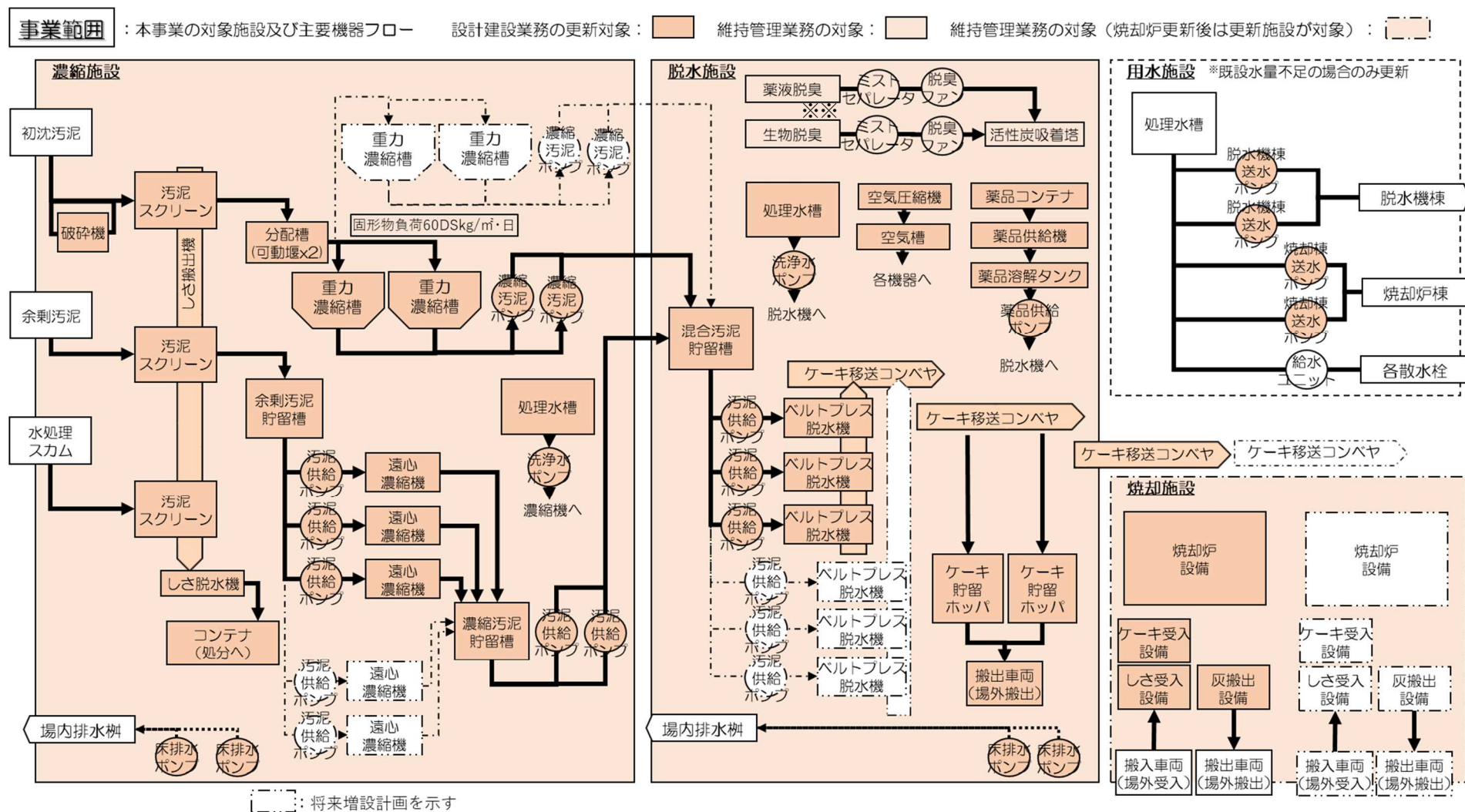
別紙 1 業務範囲区分表

			○：受注者 ●：発注者		
大項目	中項目	小項目	令和12年度 令和13年度	令和14年度 ～令和22年度	
維持 管理 業務	運転管理業務 (汚泥処理施設)	運転操作監視業務	監視室における運転操作、監視、記録等の業務	○	○
			現場における運転操作、監視、記録等の業務	○	○
			管理日報、運転日誌等の作成、計器値の記録・故障報告等の業務	○	○
			監視室内の整理、清掃等の作業	○	○
			夜間・休日巡回業務(年末年始を含む)	○	○
			その他、運転操作、監視に必要な業務	○	○
		保守点検業務	日常巡視	○	○
			日常点検	○	○
			定期点検	○	○
			臨時点検	○	○
			定期自主点検	○	○
			施設の故障履歴及び補修履歴の記録(AMDB、機器台帳等含む)	○	○
		汚泥等分析・環境分析業務	廃棄物管理	○	○
			汚泥等分析・環境分析業務	○	○
		事務業務	法定点検外業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務	○	○
			物品調達業務の報告に関連した事務的業務	○	○
			施設管理業務の計画、実施、報告に関連した事務的業務	○	○
			点検整備・補修業務の報告に関連した事務的業務	○	○
			発注者が行う法的届出書・報告書提出に必要な資料作成に関する業務	○	○
			発注者が行う予算管理事務への協力	○	○
			国や地方公共団体等からの調査、報告等への協力	○	○
			その他、維持管理業務遂行に必要な事務的業務	○	○
	その他の業務		見学時対応	○	○
			脱水ケーキ(受入又は搬出)	○	○
		しさ、沈砂等の受け渡し	○	○	
		焼却灰等の運搬・処分	○※1	○※1	
		場内事業用地の単純清掃業務	○	○	
		保守点検等に係る必要な箇所の簡易な除草等	○	○	
		業務対象施設のゴミ清掃	○	○	
		側溝(人力で開放できない箇所を除く)及びピット等の清掃	○	○	
		稼働施設周辺、管廊、建物内、倉庫の整理、清掃	○	○	
		貸与居室の日常の整理、清掃	○	○	
		産業廃棄物管理票の受付事務	○	○	
		その他の技術業務	機械設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務	○	○
	電気設備点検整備業務の計画、調達、確認、支払、報告等に係る業務		○	○	
	ユーティリティ調達業務の計画、調達、支払、報告等に係る業務		○	○	
	補修業務(部品調達等含む)の計画、実施、確認、支払、報告等に係る業務		○	○	
	上記を履行するうえで必要な予算管理など付随する業務		○	○	
	保全管理業務 (汚泥処理施設)	法定点検ほか業務※5	クレーン設備保守点検業務(必要な場合)	○	○
			地下タンク設備点検業務	○	○
			特定建築物定期点検業務	○	○
			貯水槽設備保守点検業務	○	○
			エレベーター保守点検業務	○	○
			脱臭用吸着剤取替業務	○	○
			消防設備点検業務	○	○
			特定フロア点検業務	○	○
			清掃業務	○	○
			除草業務	○	○
		機械設備点検整備業務	メーカー点検	○※2	○※2
		電気設備点検整備業務	メーカー点検	○※2	○※2
ユーティリティ等 の調達管理業務 (汚泥処理施設)		ユーティリティ(変動費対象)	重油、電気、ガス、水道、薬品(例：苛性ソーダ、汚泥凝集剤、消臭剤)、その他提案において必要なもの	○※3	○※3
		物品調達 (固定費対象)	機器類の定期交換部品(Vベルト等)	○	○
			汚泥等分析試験に必要な試薬、消耗品、汚泥等分析機器等に必要な交換部品等	○	○
	運転操作に必要な消耗品等(チャート紙、トナーカートリッジ等)		○	○	
	潤滑油類(交換用のオイル・グリースなど)		○	○	
	ユーティリティに含まない薬品類		○	○	
	器具、及び消耗品等 (固定費対象)	場内除草に必要な消耗品・薬剤等	○	○	
		建築設備に係る電気・監視及び計装機器に必要な交換部品等	○	○	
		運転管理に必要な消耗品類等(珪砂、耐圧ホース等)	○	○	
		潤滑油類(補充用のオイル・グリースなど)	○	○	
燃料(作業用、車両用)		○	○		
補修業務 (汚泥処理施設)	塗料(軽微な部分補修用)	○	○		
	報告記録用紙	○	○		
	一般汎用什器、備品(損料・リース料)及び消耗品	○	○		
	フォークリフト、ダンプ、トラック(クレーン装置付)	○	○		
	安全管理器具類	○	○		
	土木、建築(1件当たり消費税込みで250万円以下の業務)	○	○		
	土木、建築(1件当たり消費税込みで250万円を超える業務)	●	●		
	機械・電気設備、建築設備(金額の制限なし)	○	○		

大項目	中項目	小項目	令和7年度～令和13年度
更新業務	設計	事前調査業務(必要に応じて)	○
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○※4
		基本・詳細設計業務	○
	建設	機械工事	○
		電気工事	○
		土木・建築工事	○
		各種申請、届出等の業務(必要に応じて)	○
		試運転性能試験	○

- ※1 焼却灰等の場外運搬処分は、フェニックスへ搬送とする。焼却炉の点検整備期間中の脱水汚泥は、今池水みらいセンターへ搬送とする。(上限日数有り)
- ※2 期間中に建設・引き渡しした設備に加え、期間中に継続して使用する既存設備も業務対象範囲とする。
- ※3 期間中に継続して使用する既存設備も業務対象範囲とする。
- ※4 発注者による申請・届出しか受け付けられないものは除く。
- ※5 事業者提案により必要となる法定点検を含む。

別紙 2 概略処理フロー



※ 事業者提案する施設において既設設備では能力が不足する場合は、事業者の責任において必要な措置を施すこと。ただし、維持管理業務の対象外とする。

※※ 薬液脱臭設備は更新・維持管理の対象とせず、ただし、巡視の対象とする。巡視により、設備の状況が事業範囲に影響を及ぼす恐れを確認した場合には、速やかに発注者に報告すること。

別紙3 主要機器一覧表

業務対象となる主要機器は次のとおりとする。

1. 機械設備

(1) 重力濃縮設備

既設機器一覧											対象範囲	
設置場所	設備種別	機器種別	機器名	番号	台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等	完成図書 年月	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
重力濃縮棟	重力濃縮設備	破碎機	初沈汚泥用破碎機		1	3 m ³ /分		3.7 kW	二軸回転剪断式、し渣用、インライン型	2005.2	○	撤去・更新
		除塵除砂	初沈汚泥用スクリーン		1	3 m ³ /分		1.5 kW	回転ドラム式、目幅5mm、ドラム用0.75kW+スクレーパ [※] 用0.75kW	2013.3	○	撤去・更新
		除塵除砂	余剰汚泥用スクリーン		1	3 m ³ /分		1.5 kW	回転ドラム式、目幅5mm、ドラム用0.75kW+スクレーパ [※] 用0.75kW	1996.9	○	撤去・更新
		除塵除砂	水処理スカム用スクリーン		1	3 m ³ /分		1.5 kW	回転ドラム式、目幅5mm、ドラム用0.75kW+スクレーパ [※] 用0.75kW	1996.9	○	撤去・更新
		搬送機器	しき搬出機		1	20.3 m ³ /H		0.75 kW	ベルトコン、水平、モーター駆動	1996.9	○	撤去・更新
		洗浄脱水	しき脱水機		1	1 ton/H		5.9 kW	スクリーン式、本体5.5kW+油圧P0.4kW	1996.9	○	撤去・更新
		ゲート	汚泥分配可動堰	1号	1				鋳鉄製手動、後面三方水密	2005.2	○	撤去・更新
		ゲート	汚泥分配可動堰	2号	1				鋳鉄製手動、後面三方水密	2005.2	○	撤去・更新
		ゲート	汚泥分配可動堰	3号	1				鋳鉄製手動、後面三方水密	2005.2	○	撤去・更新
		ゲート	汚泥分配可動堰	4号	1				鋳鉄製手動、後面三方水密	2005.2	○	撤去・更新
		掻寄機	重力濃縮汚泥掻寄機	1号	1			0.75 kW	中央駆動懸垂式	1996.9	○	撤去・更新
		掻寄機	重力濃縮汚泥掻寄機	2号	1			0.75 kW	中央駆動懸垂式	2005.2	○	撤去・更新
		ポンプ	重力濃縮汚泥P	1号	1	24 m ³ /H	18 mH	3.7 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	重力濃縮汚泥P	2号	1	24 m ³ /H	18 mH	3.7 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動	1996.9	○	撤去・更新
		バルブ	重力濃縮汚泥引抜弁	1号	1			0.2 kW	電動偏心構造弁	1996.9	○	撤去・更新
		バルブ	重力濃縮汚泥引抜弁	2号	1			0.2 kW	電動偏心構造弁	2005.2	○	撤去・更新
		蓋	重力濃縮汚泥槽覆蓋	1号	1				FRP製扇形フラットパネル、外径φ10m	1996.10	○	撤去・更新
		蓋	重力濃縮汚泥槽覆蓋	2号	1				FRP製扇形フラットパネル、外径φ10m	2005.2	○	撤去・更新
		吊上機械	電動ホイスト（機器搬入用）		1	2 ton	12 mH	2.8 kW	（ローハット）、巻上2.6+横行0.2kW	1996.9	○	撤去・更新
		吊上機械	破碎機吊上用チェーンロック		1	1 ton	6 mH		ギヤードトリ付手動チェーンロック	2005.2	○	撤去
床排水設備	ポンプ	汚泥濃縮棟床排水P		1号	1	0.5 m ³ /分	9.5 mH	2.2 kW	着脱式、汚物用	1996.9	○	撤去・更新
	ポンプ	汚泥濃縮棟床排水P		2号	1	0.5 m ³ /分	9.5 mH	2.2 kW	着脱式、汚物用	1996.9	○	撤去・更新

(2) 機械濃縮設備

設置 場所	設備 種別	機器種別	機器名	番号	台数	既設機器一覧				完成図書 年月	対象範囲	
						能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等		更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
脱水機 棟	機械 濃縮 設備	攪拌機	余剰汚泥貯留槽攪拌機	1号	1			5.5 kW	立形ミキサ、2段パドル	1996.9	○	撤去・更新
		攪拌機	余剰汚泥貯留槽攪拌機	2号	1			5.5 kW	立形ミキサ、2段パドル	1996.9	○	撤去・更新
		攪拌機	余剰汚泥貯留槽攪拌機	3号	1			5.5 kW	立形ミキサ、2段パドル	2005.2	○	撤去・更新
		攪拌機	余剰汚泥貯留槽攪拌機	4号	1			5.5 kW	立形ミキサ、2段パドル	2005.2	○	撤去・更新
		ポンプ	余剰汚泥供給P	1号	1	18~54 m ³ /H	15 mH	15 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	余剰汚泥供給P	2号	1	18~54 m ³ /H	15 mH	15 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	余剰汚泥供給P	3号	1	0.3~0.9 m ³ /分	15 mH	7.5 kW	吸込スクレー、VSモーター	2005.2	○	撤去・更新
		遠心濃縮機	遠心濃縮機	1号	1	35 m ³ /H		70.4 kW	横形遠心濃縮機、駆動55+差動15kW、その他0.4kW、濃度4%、回収率90%以上	1996.9	○	撤去・更新
		遠心濃縮機	遠心濃縮機	2号	1	35 m ³ /H		70.4 kW	横形遠心濃縮機、駆動55+差動15kW、その他0.4kW、濃度4%、回収率90%以上	1996.9	○	撤去・更新
		遠心濃縮機	遠心濃縮機	3号	1	35 m ³ /H		70.4 kW	横形遠心濃縮機、駆動55+差動15kW、その他0.4kW、濃度4%、回収率90%以上	2005.2	○	撤去・更新
		攪拌機	遠心濃縮汚泥貯留槽攪拌機	1号	1			3.7 kW	立形ミキサ、2段パドル	1996.9	○	撤去・更新
		攪拌機	遠心濃縮汚泥貯留槽攪拌機	2号	1			3.7 kW	立形ミキサ、2段パドル	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	遠心濃縮汚泥移送P	1号	1	36 m ³ /H	10 mH	5.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	遠心濃縮汚泥移送P	2号	1	36 m ³ /H	10 mH	5.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	遠心濃縮機洗浄水P	1号	1	0.8 m ³ /分	20 mH	5.5 kW	渦巻	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	遠心濃縮機洗浄水P	2号	1	0.8 m ³ /分	20 mH	5.5 kW	渦巻	1996.9	○	撤去・更新
		ブロワ	汚泥貯留槽曝気用ブロワ	1号	1	3.6 m ³ /分	3500 mmAq	5.5 kW	ルーツブロワ	1996.9	○	撤去
		ブロワ	汚泥貯留槽曝気用ブロワ	2号	1	3.6 m ³ /分	3500 mmAq	5.5 kW	ルーツブロワ	1996.9	○	撤去
		バルブ	曝気用電動弁	1号	1			23 W	フルード電動ボール弁、JIS5K	1996.9	○	撤去
		バルブ	曝気用電動弁	2号	1			23 W	フルード電動ボール弁、JIS5K	1996.9	○	撤去
		吊上機械	機器点検用チェンブロック	1号	1	10 ton	5 mH		ギヤードトリ付手動チェンブロック	1996.9	○	撤去
		吊上機械	機器点検用チェンブロック	2号	1	10 ton	5 mH		ギヤードトリ付手動チェンブロック	1996.9	○	撤去
		吊上機械	機器点検用チェンブロック	3号	1	10 ton	5 mH		ギヤードトリ付手動チェンブロック	2005.2	○	撤去
		吊上機械	機器搬入用チェンブロック		1	10 ton	12 mH		ギヤードトリ付手動チェンブロック	1996.9	○	撤去・更新

(3) 脱水設備

既設機器一覧											対象範囲	
設置場所	設備種別	機器種別	機器名	番号	台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等	完成図書 年月	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
脱水機棟	脱水設備	攪拌機	混合汚泥貯留槽攪拌機	1号	1			5.5 kW	立形ミサー、2段バドル	1996.9	○	撤去・更新
		攪拌機	混合汚泥貯留槽攪拌機	2号	1			5.5 kW	立形ミサー、2段バドル	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	混合汚泥供給P	1号	1	5.6~16.9 m ³ /H	27 mH	5.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	混合汚泥供給P	2号	1	5.6~16.9 m ³ /H	27 mH	5.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	混合汚泥供給P	3号	1	5.6~16.9 m ³ /H	0.27 MPa	5.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、Vスター、無注水式	2005.2	○	撤去・更新
		脱水機	ベルトプレス脱水機	1号	1	3 m ³ /分	150 kgds/m	7.85 kW	主脱水3.7+前脱水0.75+汚泥供給0.2+第一混和槽0.4×2+第二混和槽0.4×2+第二混和槽汚泥供給0.2kW、供給汚泥濃度4%、VTS80%、高分子1.0%	1996.9	○	撤去・更新
		脱水機	ベルトプレス脱水機	2号	1	3 m ³ /分	150 kgds/m	7.85 kW	主脱水3.7+前脱水0.75+汚泥供給0.2+第一混和槽0.4×2+第二混和槽0.4×2+第二混和槽汚泥供給0.2kW、供給汚泥濃度4%、VTS80%、高分子1.0%	1996.9	○	撤去・更新
		脱水機	ベルトプレス脱水機	3号	1	3 m ³ /分	130 kgds/m	5.45 kW	主脱水3.7+前脱水0.75+汚泥供給0.2+混和槽0.4×2kW、供給汚泥濃度4%、VTS80%、高分子1.0%	2005.2	○	撤去・更新
		搬送機器	ケーキ移送コンベア	1号 (改造後)	1	28.9 ton/H		2.2 kW	機長延長 21m→27m	2005.2	○	撤去・更新
		搬送機器	ケーキ移送コンベア	3号	1	51.5 ton/H		3.7 kW	ベルトコン、傾斜13.3°、モーターリ	1996.9	○	撤去・更新
		搬送機器	ケーキ移送コンベア	4号	1	22.1 ton/H		2.6 kW	ベルトコン、傾斜2°、モーターリ、リッパ 0.2kW×2付	1996.9	○	撤去・更新
		貯留機械	ケーキ貯留ホッパ	1号	1	30 m ³	30 ton/H	33 kW	定量排出装置付円錐台形ホッパ、油圧ロタ用22+油圧切出スクリュー11kW、φ3650/4100×H3500	1996.9	○	撤去・更新
		貯留機械	ケーキ貯留ホッパ	2号	1	30 m ³	30 ton/H	33 kW	定量排出装置付円錐台形ホッパ、油圧ロタ用22+油圧切出スクリュー11kW、φ3650/4100×H3500	1996.9	○	撤去・更新
		タンク	カチオン溶解タンク	1号	1	10 m ³		5.5 kW	立形円筒、攪拌機付	1996.9	○	撤去・更新
		タンク	カチオン溶解タンク	2号	1	10 m ³		5.5 kW	立形円筒、攪拌機付	1996.9	○	撤去・更新
		高分子	カチオン定量供給機	1号	1	1000~4000 cc/分		0.4 kW	可変連続定量供給機	1996.9	○	撤去・更新
		高分子	カチオン定量供給機	2号	1	1000~4000 cc/分		0.4 kW	可変連続定量供給機	1996.9	○	撤去・更新
		高分子	カチオン小出しホッパ	1号用	1	1.5 m ³			SUS製、定量供給機の付属品	1996.9	○	撤去・更新
		高分子	カチオン小出しホッパ	2号用	1	1.5 m ³			SUS製、定量供給機の付属品	1996.9	○	撤去・更新
		タンク	カチオンコンテナ		4	1.0 m ³			下部倒立角形コンテナ	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ (薬)	カチオン溶解液供給P	1号	1	1~3.5 m ³ /H	25 mH	1.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ (薬)	カチオン溶解液供給P	2号	1	1~3.5 m ³ /H	25 mH	1.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、VVVF	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ (薬)	カチオン溶解液供給P	3号	1	1.0~3.5 m ³ /H	0.25 MPa	1.5 kW	一軸ネジ、Vベルト駆動、Vスター、無注水式	2005.2	○	撤去・更新
		ポンプ	ろ布洗浄水P	1号	1	1.2 m ³ /分	67 mH	22 kW	3段渦巻	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	ろ布洗浄水P	2号	1	1.2 m ³ /分	67 mH	22 kW	3段渦巻	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	ろ布洗浄水P	3号	1	1.2 m ³ /分	67 mH	22 kW	3段渦巻	2005.2	○	撤去・更新
		ポンプ	カチオン溶解水P	1号	1	1 m ³ /分	14 mH	3.7 kW	渦巻	小規模補修2021.3	○	撤去・更新
		ポンプ	カチオン溶解水P	2号	1	1 m ³ /分	14 mH	3.7 kW	渦巻	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	自動給水Pユニット (脱水)	1	1	0.45×2 m ³ /分	40 mH	15 kW	多段P7.5kW×2台、圧力タンク2.3m ³	1996.9	○	撤去・更新
		圧縮空気	空気圧縮機	1号	1	2.05 m ³ /分	8.5 kg/cm ²	15.8 kW	パッケージ形スクルー式、圧縮機15+ファン0.75kW	1996.9	○	撤去・更新
		圧縮空気	空気圧縮機	2号	1	2.05 m ³ /分	8.5 kg/cm ²	15.8 kW	パッケージ形スクルー式、圧縮機15+ファン0.75kW	1996.9	○	撤去・更新
		圧縮空気	空気除湿機	1	1	2.6 m ³ /分	0.85 Mpa	0.87 kW	冷凍式	小規模補修2013.10	○	撤去・更新
		圧縮空気	空気槽	1	1	1 m ³	0.99 kg/cm ²		円筒立形、コンプレッサの付属品	1996.9	○	撤去・更新
		吊上機械	薬品用吊上機	1	1	2 ton	6 m	2.8 kW	電動ホスト、巻上2.6+横行0.2kW	1996.9	○	撤去・更新
		吊上機械	脱水機棟天井クレーン	1	1	2 ton	12 m	2.8 kW	電動ホスト式 (走行手動) ロケット形、巻上2.6+横行0.2kW	1996.9	○	流用
	床排水設備	ポンプ	脱水機棟西床排水P	1号	1	1 m ³ /分	10 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	物品購入2016.3	○	撤去・更新
		ポンプ	脱水機棟西床排水P	2号	1	1 m ³ /分	10 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	脱水機棟東床排水P	1号	1	1 m ³ /分	10 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	1996.9	○	撤去・更新
		ポンプ	脱水機棟東床排水P	2号	1	1 m ³ /分	10 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	1996.9	○	撤去・更新

(4) 脱臭設備等

設置場所	設備種別	機器種別	機器名	番号	既設機器一覧					完成図書 年月	対象範囲	
					台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等		更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
脱水機棟	脱臭設備	脱臭	脱臭ファン	NO.1-1	1	38 m ³ /分	250 mmAq	3.7 kW	FRP製ターボファン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		脱臭	脱臭ファン	NO.1-2	1	38 m ³ /分	250 mmAq	3.7 kW	FRP製ターボファン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		脱臭	ミストセパレータ	NO.1	1	75 m ³ /分			慣性衝突型	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		脱臭	薬液洗浄塔	NO.1	1	75 m ³ /分			横型 2 塔洗浄塔	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		脱臭	活性炭吸着塔		1	150 m ³ /分			カートリッジ 式	1996.10	●※	流用
		タンク	硫酸タンク		1	0.5 m ³			FRP製、φ900×H1200	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		タンク	苛性ソーダタンク		1	0.5 m ³			FRP製、φ900×H1200	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		タンク	次亜塩タンク		1	2 m ³			FRP製、φ1500×H1700	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		タンク	中和タンク		1	2 m ³		0.75 kW	FRP製、攪拌機0.75kW付	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	硫酸注入P	1号	1	~17cc/分	~10 kg/cm ²	14.5 W	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	硫酸注入P	2号	1	~17cc/分	~10 kg/cm ²	14.5 W	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	中和用硫酸注入P	1号	1	~0.11 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	中和用硫酸注入P	2号	1	~0.11 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	苛性ソーダ注入P	1号	1	~27cc/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	苛性ソーダ注入P	2号	1	~27cc/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	中和用苛性ソーダ注入P	1号	1	~27cc/分 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	中和用苛性ソーダ注入P	2号	1	~27cc/分 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	次亜塩注入P	1号	1	~0.11 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	次亜塩注入P	2号	1	~0.11 ℓ/分	~4 kg/cm ²	0.2 kW	ダ イワラムP	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	酸洗浄塔循環P	NO.1-1	1	20~210 ℓ/分	!2.5~15 mH	1.5 kW	マグ ネットポン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	酸洗浄塔循環P	NO.1-2	1	20~210 ℓ/分	!2.5~15 mH	1.5 kW	マグ ネットポン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	アルカリ・次亜塩洗浄塔循環P	NO.1-1	1	50~460 ℓ/分	23~15 mH	3.7 kW	マグ ネットポン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		ポンプ (薬)	アルカリ・次亜塩洗浄塔循環P	NO.1-2	1	50~460 ℓ/分	23~15 mH	3.7 kW	マグ ネットポン	1996.10	●※	廃止(撤去無し)
		脱臭	脱臭ファン	NO.2	1	75 m ³ /分	3 kPa	11 kW	FRP製ターボファン	2005.2	●※	流用
		脱臭	ミストセパレータ		1	75 m ³ /分			慣性衝突型	2005.2	●※	流用
		脱臭	生物脱臭塔		1	75 m ³ /分		23.5 kW	FRP製、充填塔式、3.0×7.9×H5.0	2005.2	●※	流用
		ポンプ	散水P	1号	1	50~300 ℓ/分	~20mH	3.7 kW	マグ ネットポン	2005.2	●※	流用
		ポンプ	散水P	2号	1	50~300 ℓ/分	~20mH	3.7 kW	マグ ネットポン	2005.2	●※	流用
		ポンプ	散水P	3号	1	50~300 ℓ/分	~20mH	3.7 kW	マグ ネットポン	2005.2	●※	流用
	消臭設備	ポンプ (薬)	消臭剤注入P		1	0.44~2.21 ℓ/分	7 kg/cm ²	0.2 kW	油圧ダ イワラムP、消臭剤L200用	1997.3	○	撤去・更新
		ポンプ (薬)	消臭剤注入P		1	0.09~0.458 ℓ/分	10 kg/cm ²	0.2 kW	油圧ダ イワラムP、消臭剤A024用	1997.3	○	撤去・更新
		ポンプ (薬)	消臭剤注入P		1	0.015~0.073 ℓ/分	10 kg/cm ²	0.2 kW	油圧ダ イワラムP、消臭剤S072用	1997.3	○	撤去・更新
		タンク	貯留タンク (L200用)		1	3 m ³			円筒型FRP製、φ1000×3830H	1997.3	○	撤去・更新
		タンク	貯留タンク (A024用)		1	3 m ³			円筒型FRP製、φ1000×3830H	1997.3	○	撤去・更新
		タンク	貯留タンク (S072用)		1	1.5 m ³			円筒型FRP製、φ1000×1910H	1997.3	○	撤去・更新

※事業者提案する施設において既設設備では能力が不足する場合は、事業者の責任において必要な措置を施すこと。

※薬液脱臭設備は維持管理の対象とせず、ただし、巡視の対象とする。巡視により、設備の状況が事業範囲に影響を及ぼす恐れを確認した場合には、速やかに発注者に報告すること。

(5) 焼却設備

既設機器一覧											対象範囲	
設置場所	設備種別	機器種別	機器名	番号	台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等	完成図書 年月	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
焼却炉 施設	焼却 設備	搬送機器	ケーキ搬送コンベヤ	1系	1	20 ton/H		4.1 kW	ベルコン、傾斜、電動トリップ 0.4kW付	1997.7	○	撤去・更新
		貯留機械	定量フィーダ	1系	1	40 m ³	1.35 ton/H	22 kW	角槽下部スクルー排出式、11kW×2、3.6×4.2×H3.1	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	ケーキ投入コンベヤ	1系1号	1	4 ton/H		1.5 kW	ベルコン、水平、ロードセル付	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	ケーキ投入コンベヤ	1系2号	1	4 ton/H		1.5 kW	ベルコン、水平、ロードセル付	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	ケーキ投入機	1系1号	1	～4 ton/H		2.2 kW	水冷ダブルスクルー式、スライドゲート(エアシリンダ式)付き	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	ケーキ投入機	1系2号	1	～4 ton/H		2.2 kW	水冷ダブルスクルー式、スライドゲート(エアシリンダ式)付き	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	流動焼却炉	1系	1	65 ton/日			流動床式、800°	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	空気予熱器	1系	1	4,048 MJ/h			シェル&チューブ+排ガススクラ(輻射式)、3,395+653MJ/h	2015.2	○	更新(撤去無し)
		焼却	白防ブリ熱交	1系	1	10.82 m ³			付属品扱い		○	更新(撤去無し)
		焼却	白煙防止予熱器	1系	1	377.7 千kcal/H			シェル&チューブ+プレート(プレート式)	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	サイクロン	1系	1	250 m ³ /分		0.2 kW	慣性集塵1塔式、2ステージ、85%以上、ダブルダンプ 0.1kW×2台	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	乾式電気集塵機	1系	1	9000 Nm ³ /H		50 kW	乾式水平流形、99%以上、2900×9200×H12000	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	排煙処理塔	1系	1	8100 Nm ³ /H			スプレー塔、SOX90%以上、循環槽付	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	煙突	1系	1				鋼板製自立形	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	サイクロン搬出機	1系	1	500 kg/H		1.5 kW	バドルコンベヤ式	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	灰移送コンベヤ	1系	1	500 kg/H		1.5 kW	ケースコンベヤ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	灰ホッパ	1系	1	20 m ³	10 m ³ /H	1.5 kW	円筒下部コン式、ロータリーバルブ 1.5kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	灰集塵用バグフィルタ	1系	1	20 m ³ /分	300 mmAq	2.6 kW	パルスエア式、排風機2.2+ロータリーバルブ 0.4kW、ろ過面積13m ²	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	灰加湿機	1系	1	0.5 m ³ /バッチ		18.5 kW	パソミキヤ式	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	EP灰移送コンベヤ	1系	1	100 kg/H		1.5 kW	ケースコンベヤ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ブロワ	流動ブロワ	1系	1	100 m ³ /分	3500 mmAq	110 kW	多段ターボブロワ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ブロワ	白煙防止ブロワ	1系	1	100 m ³ /分	500 mmAq	18.5 kW	ターボファン	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ブロワ	誘引ファン	1系	1	150 m ³ /分	1200 mmAq	75 kW	ラジアルファン	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ブロワ	バーナーブロワ	1系	1	45 m ³ /分	500 mmAq	7.5 kW	ターボブロワ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		燃料設備	焼却用重油タンク	1系	1	30 kℓ			横置形地下タンク	1997.7	○	更新(撤去無し)
		燃料設備	重油移送ポンプユニット	1系	1	1500 ℓ/H	3 kg/cm ²	3 kW	歯車P1.5kW×2台	1997.7	○	更新(撤去無し)
		燃料設備	重油サビスタック	1系	1	500 ℓ			鋼板製円筒立形	1997.7	○	更新(撤去無し)
		燃料設備	重油供給ポンプユニット	1系	1	500 ℓ/H	10 kg/cm ²	1.5 kW	歯車P0.75kW×2台	1997.7	○	更新(撤去無し)
		燃料設備	始動用バーナー	1系	1	1800 千kcal/H			砂上高圧空気噴霧式	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	砂冷却コンベヤ	1系	1	500 kg/H		1.5 kW	スクルーコンベヤ、水冷ジャケット式	1997.7	○	更新(撤去無し)
		焼却	砂ふるい機	1系	1	0.5 ton/H		1.5 kW	円型振動ふるい	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	砂返送コンベヤ	1系	1	～0.5 ton/H		2.2 kW	ケースコンベヤ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	砂ホッパ	1系	1	15 m ³	4 ton/H	2.25 kW	円筒下部コン式、ロータリーバルブ 0.75+コンベヤ1.5kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	砂ホッパ用スクルーコンベヤ	1	1	～5 t/H		1.5 kW	砂ホッパの付属品扱い	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	砂ホッパ用下部ロータリーバルブ	1	1			0.75 kW	砂ホッパの付属品扱い	1997.7	○	更新(撤去無し)

既設機器一覧											対象範囲	
設置 場所	設備 種別	機器種別	機器名	番号	台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等	完成図書 年月	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
焼却炉 施設	焼却 設備	タンク	焼却用苛性ソーダ 貯留タンク	1系	1	15 m ³			円筒立形	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ (薬)	焼却用苛性ソーダ P	1系1号	1	150 ℓ/H	3 kg/cm ²	0.4 kW	ダ イワラムP、VVVF	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ (薬)	焼却用苛性ソーダ P	1系2号	1	150 ℓ/H	3 kg/cm ²	0.4 kW	ダ イワラムP、VVVF	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ (薬)	排煙処理塔循環P	1系1号	1	60 m ³ /H	25 mH	11 kW	渦巻	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ (薬)	排煙処理塔循環P	1系2号	1	60 m ³ /H	25 mH	11 kW	渦巻	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ (薬)	排煙処理塔循環P	1系3号	1	60 m ³ /H	25 mH	11 kW	渦巻	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ	焼却用給水P	1系1号	1	2 m ³ /分	35 mH	22 kW	渦巻	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ	焼却用給水P	1系2号	1	2 m ³ /分	35 mH	22 kW	渦巻	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ	焼却用オートストレーナ	1系	1	120 m ³ /H		0.1 kW	自動逆洗オートストレーナー、100μm	1997.7	○	更新(撤去無し)
		圧縮空気	空気圧縮機	1系1号	1	6.1 m ³ /分	7 kg/cm ²	37 kW	パ ッケージ 形スクルー式、圧縮機37+ファン0.75kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		圧縮空気	空気圧縮機	1系2号	1	6.1 m ³ /分	7 kg/cm ²	37 kW	パ ッケージ 形スクルー式、圧縮機37+ファン0.75kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		圧縮空気	空気槽	1系	1	4.5 m ³	9 kg/cm ²		円筒立形	1997.7	○	更新(撤去無し)
		圧縮空気	空気除湿機	1系	1	6.6 m ³ /分		2 kW	冷凍式	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	ケキ受入ホッパ		1	30 m ³		11.8 kW	鋼板製角形 (下部スクルー付き)、スクルー5.5kW×2台、蓋用電動シリンダ 0.75kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ	ケキ圧送P		1	6 t/H	16 kg/cm ²	22 kW	一軸ネジ、P22+ワイダ 11kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	しき受入ホッパ		1	15 m ³	0.5 ton/H	6.25 kW	鋼板製角形 (下部スクルー付き)、スクルー5.5kW、蓋用電動シリンダ 0.75kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
		破碎機	焼却用しき破碎機	1号	1	0.5 ton/H		15 kW	2軸剪断式、上段	1997.7	○	更新(撤去無し)
		破碎機	焼却用しき破碎機	2号	1	0.5 ton/H		15 kW	2軸剪断式、下段	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	焼却用しき搬送コンベヤ		1	0.5 ton/H		2.2 kW	ケスコンベヤ	1997.7	○	更新(撤去無し)
		貯留機械	焼却用しき定量ワイダ		1	3 m ³	0~200 kg/H	0.75 kW	角槽下部スクルー式、1.1×2.0×H2.5	1997.7	○	更新(撤去無し)
		搬送機器	焼却用しき計量コンベヤ		1	0.2 ton/H		0.75 kW	ベルコン、傾斜	1997.7	○	更新(撤去無し)
		吊上機械	砂搬入用吊上機	1系	1	2 ton	18 mH	4.45 kW	電動横行ホスト、巻上3.7+横行0.75kW	1997.7	○	更新(撤去無し)
	床排水 設備	ポンプ	焼却用床排水P	1号	1	0.4 m ³ /分	12 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	1997.7	○	更新(撤去無し)
		ポンプ	焼却用床排水P	2号	1	0.4 m ³ /分	12 mH	3.7 kW	着脱式、汚物用	1997.7	○	更新(撤去無し)

(6) その他関連設備

設置 場所	設備 種別	機器種別	機器名	番号	台数	能力① (吐出量他)	能力② (全揚程他)	出力	形式等	完成図書 年月	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新
砂ろ過 棟	用水 設備	ポンプ	焼却棟送水P	1号	1	5.4 m ³ /分	16 mH	26 kW	渦巻	1996.8	●※	流用
		ポンプ	焼却棟送水P	2号	1	5.4 m ³ /分	16 mH	26 kW	渦巻	1996.8	●※	流用
		ポンプ	脱水機棟送水P	1号	1	2.2 m ³ /分	15 mH	7.5 kW	渦巻	1996.8	●※	流用
		ポンプ	脱水機棟送水P	2号	1	2.2 m ³ /分	15 mH	7.5 kW	渦巻	1996.8	●※	流用
		バルブ	焼却棟送水P吐出弁	1号	1			0.2 kW	電動仕切弁	2015	●※	流用
		バルブ	焼却棟送水P吐出弁	2号	1			0.2 kW	電動仕切弁	1996.8	●※	流用
		ポンプ	自動給水Pユニット		1	0.3 m ³ /分	3.0 kg/cm ²	7.4 kW	3.7kW×2台、圧力タンク1.2m ³	1996.8	●※	流用

※事業者提案する施設において既設設備では能力が不足する場合は、事業者の責任において必要な措置を施すこと。ただし、維持管理業務の対象外とする。

2. 電気設備

(1) 受変電設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
受変電設備	No.1受電盤・母線PT盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	3φ3W 440V/220V 100kVA
	No.2受電盤・母線PT盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	母線連絡盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1照明変圧器一次盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤2段積み	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.2照明変圧器一次盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤2段積み	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1動力変圧器二次盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1動力変圧器一次盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤2段積み	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1動力変圧器盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	200V動力変圧器盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1照明変圧器盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.2照明変圧器盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.2動力変圧器一次盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤2段積み	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1コンデンサ盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.2コンデンサ盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1動力主幹盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	照明主幹盤(脱水機棟)	屋内高圧閉鎖配電盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	制御電源分岐盤(脱水機棟M2F電気室)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	脱水機棟制御電源分岐盤(2F監視室)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_2F監視室	1997	○	撤去・更新	
	建築主幹盤(脱水機棟M2F電気室)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	●	流用	
	200V動力変圧器盤(空調設備用)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2023	●	流用	
	接地端子箱	屋内壁掛形	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	

(2) 自家発電設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
自家発電設備	交流発電機	定格出力2500kVA	管理本館_B2F_-	1996	●※	流用	※：能力不足の場合は事業者にて増設 対汚泥処理設備既設供給能力：三相184.8kW/単相56.6kVA
	ガスタービン機関	定格出力2650kW	管理本館_B2F_-	1996	●※	流用	

(3) 制御電源及び計装用電源設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
制御電源及び計装用電源設備	無停電電源装置(蓄電池)(脱水機棟)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2022	●※	流用	※：能力不足の場合は事業者にて増設 商用バイパス有、整流器容量150A、自動負荷補償装置10A、インバータ定格容量10kVA、蓄電池容量300Ah、補償時間30分、
	無停電電源装置(整流器)(脱水機棟)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2022	●※	流用	
	無停電電源装置(インバータ)(脱水機棟)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2022	●※	流用	

(4) 負荷設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新/ 残置	
負荷設備	重力濃縮設備コントロールセンタ(1)～(4)	両面型	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1,2遠心濃縮設備コントロールセンタ(1)～(5)	両面型	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.3,4,5遠心濃縮設備コントロールセンタ(1,2F/1,2R)	両面型	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2005	○	撤去・更新	
	No.1,2,3汚泥脱水設備コントロールセンタ(1)～(10)	両面型	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	脱水機棟脱臭設備コントロールセンタ(1)～(4)	両面型	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	汚泥焼却共通設備コントロールセンタ(1)～(5)	両面型	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	1系汚泥焼却1設備コントロールセンタ(1)～(7)	両面型	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	1系汚泥焼却2設備コントロールセンタ(1)～(5)	両面型	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	撤去・更新	

(5) 計測設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
計測設備	重力濃縮汚泥流量計	電磁流量計_口径50	汚泥濃縮棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	重力濃縮汚泥濃度計	マイクロ波式_口径80	汚泥濃縮棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	No.1余剰汚泥貯留槽液位計	差圧式	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	No.2余剰汚泥貯留槽液位計	差圧式	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	余剰汚泥供給濃度計	マイクロ波式_口径250	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	No.1余剰汚泥供給流量計	電磁流量計_口径25	汚泥脱水機棟_B1F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.2余剰汚泥供給流量計	電磁流量計_口径25	汚泥脱水機棟_B1F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.3余剰汚泥供給流量計	電磁流量計_口径25	汚泥脱水機棟_B1F_-	2005	○	撤去・更新	
	遠心濃縮汚泥貯留槽液位計	差圧式	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	遠心濃縮汚泥流量計	電磁流量計_口径80	汚泥脱水機棟_B1F_-	1997	○	撤去・更新	
	混合汚泥貯留槽液位計	差圧式	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	混合汚泥供給濃度計	マイクロ波式_口径100	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	No.1混合汚泥供給流量計	電磁流量計_口径50	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.2混合汚泥供給流量計	電磁流量計_口径50	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.3混合汚泥供給流量計	電磁流量計_口径50	汚泥脱水機棟_2F_-	2005	○	撤去・更新	
	No.1カチオン貯留量計	差圧式	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.2カチオン貯留量計	差圧式	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.1カチオン溶解液供給流量計	電磁流量計	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.2カチオン溶解液供給流量計	電磁流量計	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.3カチオン溶解液供給流量計	電磁流量計	汚泥脱水機棟_2F_-	2005	○	撤去・更新	
	脱水機棟処理水槽液位計	差圧式	汚泥脱水機棟_B1F_-	2021	○	撤去・更新	
	焼却施設装機器		焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	

(6) 監視制御設備

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新/ 残置	
監視制御設備	受変電監視制御用中継盤(脱水機棟)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	重力濃縮設備補助継電器盤(1)(2)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.1,2遠心濃縮設備補助継電器盤(1)(2)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	No.3,4,5遠心濃縮設備補助継電器盤	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _M2F電気室	2005	○	撤去・更新	
	No.1,2,3汚泥脱水設備補助継電器盤(1)～(4)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _M2F電気室	1997	○	撤去・更新	
	脱水機棟脱臭設備補助継電器盤(1)(2)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	汚泥焼却共通設備補助継電器盤(1)(2)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	1系汚泥焼却1設備助継電器盤(1)～(4)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	1系汚泥焼却2設備補助継電器盤(1)(2)	屋内自立形	汚泥脱水機棟_ _1F電気室	1997	○	撤去・更新	
	初沈・余剰汚泥スクリーン現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_1F_	1997	○	撤去・更新	
	水処理スクリーン現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_1F_	1997	○	撤去・更新	
	濃縮棟し渣搬出機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.1重力濃縮汚泥かき寄せ機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.2重力濃縮汚泥かき寄せ機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_1F_	2005	○	撤去・更新	
	No.1, 2重力濃縮汚泥引抜弁・重力濃縮汚泥ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	濃縮棟床排水ポンプ現場操作盤	屋外壁掛形(屋根なし防湿形)	汚泥濃縮棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPNJ6.A)	屋外防塵形	汚泥濃縮棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPNJ6.B)	屋外防塵形	汚泥濃縮棟_1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.1、2余剰汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.3、4余剰汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	2005	○	撤去・更新	
	No.1、2余剰汚泥供給ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.3-5余剰汚泥供給ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	2005	○	撤去・更新	
	遠心濃縮汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	汚泥貯留槽曝気ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	遠心濃縮汚泥移送ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	遠心濃縮機洗浄水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	混合汚泥貯留槽攪拌機現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	混合汚泥供給ポンプ現場操作盤	屋外自立形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.1カチオン溶解タンク現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.2カチオン溶解タンク現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	カチオン溶解水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	カチオン溶解液供給ポンプ現場操作盤	屋外自立形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	ろ布洗浄水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	中和タンク現場操作盤	屋内自立形(防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	脱水機棟西床排水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	脱水機棟東床排水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_	1997	○	撤去・更新	
	No.1ケーキ移送コンベヤ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_	1997	○	撤去・更新	

中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
監視制御設備	No.3ケーキ移送コンベヤ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.4ケーキ移送コンベヤ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.1脱臭ファン現場操作盤(脱水機棟)	屋内スタンド形(防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	No.1薬液洗浄塔現場操作盤	屋内自立形(防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	硫酸注入ポンプ 現場操作盤	屋内自立形(防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	苛性ソーダ 注入ポンプ 現場操作盤	屋内自立形(防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	次亜塩素酸ポンプ 現場操作盤(脱水機棟)	屋内スタンド形(防湿形)	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPNE7.A)	屋外防塵形	汚泥脱水機棟_1F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPNE7.B)	屋外防塵形	汚泥脱水機棟_1F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPV10.A)	屋内壁掛形(防湿形)	汚泥脱水機棟_B1F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPV10.B)	屋外防塵形	汚泥脱水機棟_B1F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPV10.C)	屋外防塵形	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPV10.D)	屋外防塵形	汚泥脱水機棟_2F_-	1997	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPDV7.B)	屋内壁掛型 (防塵)	汚泥脱水機棟_1F_-	2005	○	撤去・更新	
	作業用電源箱(LPDV7.A)	屋内壁掛形 (防湿)	汚泥脱水機棟_1F_-	1997	○	撤去・更新	
	ケーキ受入ホッパー用ゲート現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	ケーキ圧送ポンプ 現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	しき受入ホッパー用ゲート操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	しき搬送設備現場操作盤	屋外自立形(屋根なし防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	しき供給設備現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	焼却用床排水ポンプ 現場操作盤	屋外壁掛形(屋根なし防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系ケーキ搬送設備現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系ケーキ供給設備現場操作盤	屋外自立形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系No.1ケーキ投入機現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系No.2ケーキ投入機現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系焼却炉設備現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系重油供給ポンプ 現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系バースターの現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系流動プールの現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系白煙防止プールの現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系誘引ファン現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系サイクロン現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系灰移送コンベヤ現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系灰ホッパー現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系灰集塵用バグフィルタ現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系灰加湿機現場操作盤	屋外自立形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系EP灰移送コンベヤ現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系排煙処理塔現場操作盤	屋外自立形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系焼却用苛性ソーダポンプ 現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系砂返送設備現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系砂ホッパー現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	

既設機器一覧					対象範囲		備考
中分類	名称	形式等	既設設置場所	設置年度	更新対象範囲 ○：対象 ●：対象外	流用/撤去/更新	
監視制御設備	1系砂ホッパー用スクレーパー現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系重油移送ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	1系焼却用給水ポンプ現場操作盤	屋外スタンド形(屋根なし防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	作業用電源箱(LPF34.A)	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	作業用電源箱(LPF34.B)	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_焼却棟_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	焼却用重油タンクレベル計現場操作盤	屋外スタンド形(防湿形)	焼却炉_屋外_-	1997	○	更新(撤去無し)	
	汚泥焼却設備計装変換器盤(1)	屋内自立防塵盤	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	更新(撤去無し)	
	汚泥焼却設備計装変換器盤(2)	屋内自立防塵盤	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	1997	○	更新(撤去無し)	
	電力変換器盤(脱水機棟)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	更新(撤去無し)	
	計装変換器盤(濃縮、脱水設備)	屋内自立防塵盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	1997	○	更新(撤去無し)	
	濃縮・脱水機設備出力盤(1)～(3)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2021	○	更新(撤去無し)	
	濃縮・脱水設備コントローラ盤	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_M2F電気室	2021	○	更新(撤去無し)	
	汚泥焼却設備出力盤(1)(2)	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	2021	○	更新(撤去無し)	
	汚泥焼却設備コントローラ盤	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_1F電気室	2021	○	更新(撤去無し)	
	脱水機棟中央監視操作卓(1)～(3)	LCD監視装置(卓含む)	汚泥脱水機棟_-_2F監視室	2021	○	更新(撤去無し)	
	脱水機棟プリンタ	カラー	汚泥脱水機棟_-_2F監視室	2021	○	更新(撤去無し)	
	脱水機棟ITV操作卓	LCD_23型_カラー	汚泥脱水機棟_-_2F監視室	2021	○	撤去	
	脱水機棟ITV制御盤	屋内自立盤	汚泥脱水機棟_-_2F監視室	2021	○	撤去	
	No.1脱水機監視用ITVカメラ	CCD_屋内形	汚泥脱水機棟_2F_-	2021	○	撤去	
	No.2脱水機監視用ITVカメラ	CCD_屋内形	汚泥脱水機棟_2F_-	2021	○	撤去	
	No.3脱水機監視用ITVカメラ	CCD_屋内形	汚泥脱水機棟_2F_-	2021	○	撤去	

別紙 4 受注者の資格基準等

1. 設計建設業務を実施する企業に求める資格基準

入札参加者のうち、設計建設業務を実施する企業は以下の（１）～（５）の項目をすべて満たしていること。

（１）登録業種

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格登録者名簿のうち、「水道施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に登録されていること。

（２）参加可能対象者等

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

水道施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法第２７条の２３の規定による経営事項審査の審査基準日が令和５年１２月４日以後の日であり、単体企業であること。

（３）建設業法の業種及び許可の種類

① 焼却炉機械設備工事を実施する企業

上記（１）に記載する要件を満たす登録業種の「特定建設業」の許可を有していること。

（４）施工実績等

本事業のうち設計建設業務において構成企業として焼却炉機械設備工事を実施する者は、平成２１年４月１日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が２０パーセント以上のものに限る。）を有すること。

① 下水道法(昭和３３年法律第７９号)に基づく官公庁所管※１の下水終末処理場の焼却炉設備工事において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。

●製作した実績を求める主要機器

○焼却炉（下水終末処理場における１炉当たり処理能力が脱水ケーキ３０ｔ/日以上）の焼却炉設備）

製作は次のいずれかに限る。

- ・設計、製造及び検査を自社（※２）で行っている場合
- ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合
- ・OEM（※３）契約に基づく外注により製作している場合

（※１）官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公

社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人をいう。

（※2） 自社とは、当該企業のほか、以下に示す者を含む。

- i. 当該企業の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する法人をいう。以下同じ。）又は子会社となる者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有するものに限る。）
- ii. 当該企業の親会社となる法人を親会社とする者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有する者に限る。）

（※3） OEM 契約とは、相手先商標製品製造 (Original Equipment Manufacturing) 契約をいう。

2. 維持管理業務を実施する企業に求める資格基準

入札参加者のうち、運転管理業務を実施する企業は以下の（1）～（3）の項目をすべて満たしていること。

（1） 登録業種

令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿のうち、「下水道施設運転操作管理（種目コード 090）」に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

（2） 履行実績等

①運転管理業務を単体企業で実施する場合は、以下の（ア）に掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

（ア）下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場における下記 i 及び ii を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）※2

- i. 脱水ケーキ1日当たり30t/基以上の焼却炉設備
- ii. 脱水ケーキ1日当たり30t以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人をいう。

※2 i、iiの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。

②運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、運転管理業務を実施する共同企業体の構成企業により以下の1）又は2）のいずれかの要件を満たすこと。また、構成企業のうち

主担企業は、共同企業体の構成企業間において出資比率1位となること。

1) 構成企業のうち主担企業は、以下のaに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

a 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場における下記i及びiiを含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）※2

i. 脱水ケーキ1日当たり30t/基以上の焼却炉設備

ii. 脱水ケーキ1日当たり30t以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人をいう。

※2 i、iiの実績は、同一の契約で満たさなくても可とする。

その他の構成企業は、以下bに掲げる業務について締結した契約について、平成26年4月1日から入札参加申請の前日までの間に、通算3年以上の期間について、誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の7割かつ3年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

b 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理場における下記iを含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）

i. 汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人をいう。

2) 構成企業により以下の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。また、主担企業は、（ア）又は（イ）の要件を満たす構成企業より定めること。（ア）又は（イ）のうち主担企業でない者は、共同企業体の構成企業間において出資比率2位となること。運転管理業務を実施する構成企業のうち、（ア）（イ）のいずれの要件も満たさない企業は、以下の（ウ）の要件を満たすこと。

（ア）次のaに掲げる工事について締結した契約について、平成21年4月1日から入札参加申請期限までに、我が国又は効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域において、元請として次の要件を満たす工事に係る請負契約（外国におけるこれに相当する請負契約を含む。）を単体企業で履行した実績（共同企業体の構成員としての実績にあつては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

a 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく官公庁所管※1の下水終末処理

場の焼却炉設備工事において、次に示す主要機器の製作を含む施工実績を有する者であること。

製作した実績を求める主要機器

焼却炉（下水終末処理場における 1 炉当たり処理能力が脱水ケーキ 30 t/日以上の焼却炉設備）

製作は次のいずれかに限る。

- ・設計、製造及び検査を自社（※2）で行っている場合
- ・設計及び検査を当該構成企業で行い製造のみを外注に付している場合
- ・OEM（※3）契約に基づく外注により製作している場合

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

※2 自社とは、当該企業のほか、以下に示す者を含む。

- i. 当該企業の親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する法人をいう。以下同じ。）又は子会社となる者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有するものに限る。）
- ii. 当該企業の親会社となる法人を親会社とする者（上記記載の焼却炉の製作納入実績を有する者に限る。）

※3 OEM 契約とは、相手先商標製品製造（Original Equipment Manufacturing）契約をいう。

（イ）次の b に掲げる業務について締結した契約について、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までの間に、通算 3 年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の 7 割かつ 3 年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、当該共同企業体への出資比率が 20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。さらに、（イ）のみの要件を満たす構成企業が代表企業となる場合は、当該共同企業体への出資比率が 50%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

b 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場における下記 i を含む汚泥処理施設の運転管理業務（運転操作及び保守点検を含む。）

i. 脱水ケーキ 1 日当たり 30 t 以上の汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

（ウ）次の c に掲げる業務について締結した契約について、平成 26 年 4 月 1 日から入札参加申請の前日までの間に、通算 3 年以上の期間について誠実に履行を完了した実績（複数年契約を履行中のものは契約期間の 7 割かつ 3 年以上、誠実に履行した実績を含む。）を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、

当該共同企業体への出資比率が 20%以上であった場合のみ、履行完了実績として認める。

c 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく官公庁所管※1 の下水終末処理場における下記 i を含む汚泥処理施設の運転管理業務(運転操作及び保守点検を含む。)

i 汚泥脱水設備

※1 官公庁とは、国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条第 1 項各号に規定する法人をいう。

3. 配置技術者に求める資格基準

(1) 業務全般

①事業総括責任者

代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は焼却炉機械設備工事を実施する企業(運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業)より、以下の(ア)～(オ)全ての要件を満たす技術者を事業総括責任者として SPC に籍を置かせ、本事業期間中において選任し配置しなければならない。なお、現場への常駐は求めない。

また、事業総括責任者は維持管理業務総括責任者又は設計業務総括責任者又は建設業務総括責任者のいずれかを兼ねることができるものとする。ただし、設計又は工場製作のみが行われている期間(※1)については、事業総括責任者は設計業務総括責任者及び建設業務総括責任者の両方を兼ねることができるものとする。

事業総括責任者が維持管理業務総括責任者を兼ねる場合については、運転管理業務総括責任者を、設計業務総括責任者を兼ねる場合についてはシステム設計技術者(※2)を、建設業務総括責任者を兼ねる場合については、SPC から発注される建設工事における配置技術者(主任技術者・監理技術者)を兼ねることができるものとする。

(※1) 工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)とする。

(※2) システム設計技術者とは、工場製作期間及び現場工事期間を通して、当該工事における機器単体及びプラントシステムの機能確保のためのシステム設計管理(※3)業務を行う責任者である。

(※3) システム設計管理とは、一連の機器がシステムとしての機能を適正に発揮するため、設計図、設計計算、製作仕様、試運転等の確認及び個別装置の設計検証、性能検証等を行うことをいう。

(ア)「別紙 1 業務範囲区分表」に示す本事業に係る各業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者であること。

(イ)各業務について内容を理解しており、発注者との直接の窓口となり、業務を管理

する能力がある者であること。

(ウ) 現場で生じる各種課題や発注者からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができるものであること。

(エ) 事業総括責任者の必要な資格要件は特に求めない。

(オ) 入札参加申請時点において代表企業又は構成企業のうち運転管理業務又は焼却炉機械設備工事を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は主担当企業）と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

(2) 設計建設業務

本事業において、設計建設業務を実施する企業は、以下の技術者を配置しなければならない。

①設計業務総括責任者

構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下の（ア）から（ウ）の要件を全て満たす技術者を設計業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、設計建設期間中において選任し配置できる者であること。なお、現場への常駐は求めない。設計業務総括責任者の設計建設期間の途中での交代は原則認めないが、設計業務総括責任者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は、発注者へ「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

また、設計業務総括責任者は SPC から発注される焼却炉機械設備工事におけるシステム設計技術者を兼ねることができるものとする。

(ア) 出身企業の設計部門に所属する者であること。

(イ) 以下に示すいずれかの要件を有する者であること。

- a 入札参加資格登録業種について、主任技術者となるために必要な要件を満たす者
- b a と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- c 入札参加資格登録業種について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、高等専門学校の指定学科卒業後では3年以上、高等学校の指定学科卒業後では5年以上、その他は10年以上の設計業務の実務経験を有する者

(ウ) 入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者であること。

②建設業務総括責任者

構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業より、以下の（ア）及び（イ）の要件を満たす技術者を建設業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、建設期間中において専任で配置できる者であること。また、建設業務総括責任者は現場常駐とするが、設計及び工場製作のみが行われている期間（※）については、建設業務総括責任者の配置について「専任」及び「常駐」を免除することができるとともに、設計業務総括責任者が建設業務総括責任者を兼ねることができるものとする。また、建設業務総括責任者の建設期間の途中での交代は原則認めないが、建設業務総括責任者の死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、以下の場合等において、発注者へ

「理由書」を提出して発注者の承諾を得た後、参加資格に記載された要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・工場製作を含む工事であって、工場のみから現地へ工事現場が移行する時点
- ・現地での現場着手後、工事期間中に改めて工場製作のみの期間となると、現地から工場へ工事現場が移行する時点

なお、建設業務総括責任者は SPC から発注される焼却炉機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

（ア）以下に示すいずれかの要件を有する者であること。

a 入札参加資格登録業種について、監理技術者資格者証を取得するための要件を満たす者

b a と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

（イ）入札参加申請の時点において焼却炉機械設備工事を実施する企業と直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者であること。

（※）工場製作のみが行われている期間とは、機器等を調達する期間であり、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）とする。

③システム設計技術者

システム設計技術者は、構成企業のうち焼却炉機械設備工事を行う企業から選任するものとし、以下の全ての要件を満足すること。

（ア）以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

a 入札参加資格登録業種について、主任技術者となるために必要な要件を満たす者

b a と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

c 入札参加資格登録業種について、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、高等専門学校の指定学科卒業後では 3 年以上、高等学校の指定学科卒業後では 5 年以上、その他は 10 年以上の設計業務の実務経験を有する者

（イ）社内の設計部門に所属している者

（ウ）入札参加申請の時点において直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者であること。

（エ）システム設計技術者は、SPC から発注される焼却炉機械設備工事における配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることはできないものとする。

ただし、設計業務及び工場製作のみが行われている期間に限り、システム設計技術者は SPC から発注される焼却炉機械設備工事の配置技術者（主任技術者・監理技術者）を兼ねることができるものとする。

システム設計技術者の設計期間の途中での交代は原則認めないが、システム設計技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合は、資格要件を満たす者と途中交代することができるものとする。

④設計建設業務に係るその他の配置技術者

設計建設業務に係るその他の配置技術者について、各種法令に従って要件を満足する者を配置しなければならない。なお、これらの技術者については、入札参加資格の審査対象とはしない。

(3) 維持管理業務

①維持管理業務総括責任者

構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）より、以下の（ア）～（エ）全ての要件を満たす技術者を維持管理業務総括責任者として SPC に籍を置かせ、維持管理業務期間中において専任で配置し、現場へ常駐（土曜・日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く日勤とする。）させなければならない。また、維持管理業務総括責任者は運転管理業務総括責任者（※）を兼ねることができるものとする。

（※）運転管理業務総括責任者とは、構成企業のうち運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で行う場合はその主担当企業）が、運転管理業務全体を統括管理するために、現場に配置させる者であり、以下の（ア）～（ウ）の要件を満たし、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者をいう。

（ア）下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者

（イ）副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を 1 年以上有する者

（ウ）次の a から d までのいずれかに該当する者

a 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 5 年以上実務の経験を有する者

b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 7 年以上実務の経験を有する者

c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し 9 年以上実務の経験を有する者

d 下水終末処理場の運転管理業務に関し 12 年以上実務の経験を有する者

（エ）入札参加申請時点において運転管理業務を実施する企業（運転管理業務を共同企業体で実施する場合は、その主担当企業）と直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者

②運転管理業務総括責任者

構成企業のうち運転管理業務を行う企業（運転管理業務を共同企業体で行う場合は、その主担当企業）より選任するものとし、以下の全ての要件を満足し、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が 3 ヶ月以上ある者とする。

（ア）下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者

(イ) 副総括以上として下水終末処理場の運転管理業務の実務経験を1年以上有する者

(ウ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者

- a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者
- b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し9年以上実務の経験を有する者
- d 下水終末処理場の運転管理業務に関し12年以上実務の経験を有する者

③副総括

副総括は、運転管理業務を担当する者それぞれから1名ずつ選任するものとし、それぞれ以下の全ての要件を満足し、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者とする。

(ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者

(イ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者

- a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し4年以上実務の経験を有する者
- b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し6年以上実務の経験を有する者
- c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場の運転管理業務に関し8年以上実務の経験を有する者
- d 下水終末処理場の運転管理業務に関し11年以上実務の経験を有する者

④技術責任者

技術責任者は、汚泥処理施設、電気施設のそれぞれについて、運転管理業務を担当する者から選任するものとし、それぞれが以下の全ての要件を満足し、かつ運転管理業務開始時点において直接的な雇用関係が3ヶ月以上ある者とする。

(ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者

(イ) 次のaからdまでのいずれかに該当する者

- a 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場またはポンプ場の運転管理業務に関し3年以上実務の経験を有する者

- b 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し5年以上実務の経験を有する者
- c 学校教育法による高等学校又はこれに相当するものを卒業した後、下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- d 下水終末処理場又はポンプ場の運転管理業務に関し10年以上実務の経験を有する者

別紙 5 汚泥処理実績

大井水みらいセンターで発生する各汚泥の過去 5 年分の性状について下表に示す。受注者は、変動及び焼却設備で混焼するし渣・沈砂量を考慮した上で要求水準を満たすこと。

なお、大井水みらいセンターの過去実績については「大阪府流域下水道維持管理報告書」（以下に示す URL）に記載のとおりである。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o130130/gesui_jigyo/osakafuno/ijikanrihoukokusyo.html)

			実績平均	実績最小	実績最大
流入汚水量		m ³ /日	56,226	49,391	70,680
初沈引抜	汚泥量	m ³ /日	987	766	1,671
	汚泥濃度	%	1.03	0.40	1.70
	有機分率	%-DS	90.8	87.7	93.1
余剰汚泥	汚泥量	m ³ /日	956	789	1,226
	汚泥濃度	%	0.62	0.50	0.70
	有機分率	%-DS	80.7	78.3	81.6
重力濃縮	汚泥量	m ³ /日	246	168	579
	汚泥濃度	%	3.6	1.8	4.4
	有機分率	%-DS	91.3	88.2	92.9
遠心濃縮	汚泥量	m ³ /日	112	98	130
	汚泥濃度	%	3.98	1.50	4.50
	有機分率	%-DS	81.1	78.3	83.6
混合汚泥	汚泥量	m ³ /日	346	298	375
	汚泥濃度	%	3.51	2.30	4.00
	有機分率	%-DS	87.6	85.3	89.2
	繊維状物	%	37	29	49
脱水	脱水汚泥量	m ³ /日	42.4	36.7	48.0
	脱水汚泥濃度	%	25.23	23.00	27.00
	有機分率	%-DS	89.4	86.7	91.1
し渣	焼却量	t-年	25.4	10.1	45.0
沈砂	焼却量	t-年	10.8	4.9	13.7

別紙 6 大阪府流域下水道水質試験実施要領

(実施要領を別添に示す)

別紙 7 汚泥等分析に関する要領

日常的に汚泥処理施設を適切に管理するため、水質試験実施要領に基づく指定計測法等に基づき、別表-1の分析を実施する。

別表-1 測定項目と検体数、測定頻度

項目	単位	重力濃縮設備		機械濃縮設備		脱水設備		焼却灰	珪砂	高分子溶液
		供給汚泥	濃縮汚泥	供給汚泥	濃縮汚泥	供給汚泥	脱水ケーキ			
水温	℃	○	○	○	○	○				
pH		○	○	○	○	○				
含水率(濃度)	%	○	○(②)	○	○(①)	○	○(②)	■		○
有機分	%	○	○	○	○	○	○			
無機分	%	○	○	○	○	○	○			
ケルダール窒素	mg/L	□	□	□	□	□	□			
全りん	mg/L	□	□	□	□	□	□	■		
繊維状物(100メッシュ)	%		□		□	□				
二酸化ケイ素	%								◇	
その他維持管理、調査に必要な項目		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

項目	単位	重力濃縮分離液	機械濃縮分離液	脱水ろ液	焼却設備排水
水温	℃	○	○	○	○
pH		○	○	○	○
蒸発残留物	mg/L	○	○	○	○
強熱残留物	mg/L	□	□	□	□
強熱減量	mg/L	□	□	□	□
溶解性物質	mg/L	○	○	○	○
浮遊物質(SS)	mg/L	◎	◎	◎	◎
BOD	mg/L	□	□	□	
COD	mg/L	□	□	□	
全窒素	mg/L	□	□	□	□
アンモニア性窒素	mg/L	□	□	□	
全りん	mg/L	□	□	□	□
シアン	mg/L				□
その他維持管理、調査に必要な項目		◇	◇	◇	◇

・()は、事前に指定計測法と相関を確認した簡易計測器(水分計等)により測定

・シアンは、簡易測定キットによる方法を可能とするが、使用するキットについて事前に発注者の承諾を得ること。

①②	毎日 ①=1回、②=2回 以上
◎	毎日 1回以上
○	週 1回以上(年末年始・大型連休除く)
□	月 1回以上
■	月 2回以上
◇	適時

※事業者提案により汚泥処理方式・工程が上記の項目に当てはまらない等の場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

別紙 8 環境分析業務に関する要領

1. 目的

本業務の目的は次のとおりであり、試料採取（一部の試料は引渡し）から測定、結果報告まで、一貫した責任のもとで業務を実施すること。

(1) 排ガス測定

焼却炉設備等における「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める規制項目等を測定すること。

(2) 臭気測定

「悪臭防止法」に定める規制項目等を測定すること。

(3) 産業廃棄物等試験

焼却灰等の産業廃棄物等について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大阪湾広域臨海環境整備センターでの産業廃棄物受入基準」に定める規制基準項目等を測定すること。

(4) 作業環境測定

「労働安全衛生法」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省労働基準局）に基づき、焼却施設での作業環境の測定すること。

(5) 混合濃縮汚泥濃度測定

汚泥処理過程における混合濃縮汚泥について、平均的な値を把握するため、定期的に汚泥濃度を測定すること。

2. 業務組織体系

計量法第 107 条の規定に基づき次の計量証明事業登録証を有する者が業務を実施すること。

(1) 濃度（大気）

(2) 濃度（水又は土壌）

(3) 特定濃度（大気中のダイオキシン類）

(4) 特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類）

試料の採取及び測定を行うにあたっては、環境計量士〔濃度関係〕（排ガス測定・臭気物質測定・水のダイオキシン類測定・産業廃棄物等測定・製品検査）、臭気判定士（臭気指数関係測定）、作業環境測定士（作業環境測定）の総括のもとで実施すること。

3. 測定項目等

本業務の試料採取（測定）場所並びに測定項目、検体数及び測定条件（以下「測定項目等」という）は次のとおりである。事業者提案により項目が当てはまらない等の場合は、発注者と協議の上、決定することとする。

	測定項目等
排ガス測定	別表－ 1 参照
臭気測定	別表－ 2 参照
産業廃棄物等試験	別表－ 3 参照

作業環境測定	別表－４ 参照
混合濃縮汚泥濃度測定	別表－５ 参照

4. 測定方法及び定量下限値

測定方法及び定量下限値については、大阪府流域下水道水質試験実施要領を参考とすること。

5. 精度管理

外部精度管理調査（「環境測定分析統一精度管理調査」等）へ参加する等により、測定に係る精度の確認、向上及び信頼性の確保に努めること。

6. 採取及び測定の留意点

施設の稼働状況等を勘案し、適切な時期に採取及び測定を行うこと。臭気測定について、7～9月に行うこと。

7. 異常値の取扱い

受注者は測定後、法令等基準値の超過等の異常値とみられる測定値があれば、迅速に報告すること。なお、測定値に対して疑義が生じた場合は、受注者の責において根拠資料の確認、再測定等実施すること。

8. 測定結果報告

- 1) 受注者は測定毎、速やかに(1)～(3)の測定結果報告書を提出すること。
 - (1)計量証明書等（計量証明事業者の発行するもの、ダイオキシン類の測定にあつては、認定特定計量証明事業者の発行するもの。証明書等は事業場名宛てとする。）
 - (2)年間測定結果一覧表（測定結果と規制値が明記された表。測定毎に追記すること）
 - (3)その他発注者が指示するもの
- 2) 法令及び測定方法により証明内容に付随するものについても提出の対象とする。

9. 業務報告書

- 1) 受注者は年度毎に、下記の内容を含む業務報告書を発注者に1部提出すること。
 - (1)計量証明書等の電子データ（PDF 形式）
 - (2)年間測定結果一覧表（最終版）及びその電子データ（Excel 形式）
 - (3)その他発注者が指示するもの
- 2) 電子データについては、書換え不可能な記録媒体（CD-R又はDVD-R）に納めるものとする。

9. その他

本要領に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

別表-1 焼却炉排ガス測定

○：1回以上/6か月

□：年1回以上

測定場所		焼却炉
		処理後
測定項目		
1	排ガス量	○
2	水分量	○
3	オルザットガス組成	○
4	ばいじん	○
5	硫黄酸化物	○
6	窒素酸化物	○
7	塩化水素	○
8	大気有害物質（7項目）※	○
9	ダイオキシン類（CO，O ₂ 連続測定含む）	□
10	亜酸化窒素	○
11	全水銀（ガス状＋粒子状）	○

※ 塩素、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物

【既存焼却炉 規制基準値】

大井水みらいセンター

			単位	基準値 1号炉	(Kの値)
大気汚染防止法	ばいじん	O ₂ 12%換算値	g/m ³	0.15	—
	硫黄酸化物	排出量	m ³ /h	q (*1)	1.75
	窒素酸化物	O ₂ 12%換算値	ppm	250	—
	塩化水素	O ₂ 12%換算値	mg/m ³	700	—
	水銀等	O ₂ 12%換算値	μg/m ³	50	—
大阪府生活環境の保全に関する条例	塩素	【排出基準】	mg/m ³	C (*2)	3.23
	カドミウム及びその化合物				0.017
	クロム及び三価クロム化合物				適用猶予
	鉛及びその化合物				0.068
	ベリリウム及びその化合物				0.0034
	マンガン及びその化合物				0.136
	ニッケル化合物				0.0340
	砒素及びその化合物				0.00816
	六価クロム	【設備・構造の基準】	—	汚染防止装置を設け適正に管理するこ	—
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	O ₂ 換算値	ng-TEQ/m ³	5	—

(*1) $q = K \cdot 10^{-3} \cdot He^2$

q：いおう酸化物の量（単位 温度0℃、圧力1気圧の状態に換算したm³毎時）
K：政令で定める地域ごとの定数
He：補正された排出口高さ（m）

(*2) $C = K \cdot S / Q$

C：規制基準値（mg/m³）
K：有害物質の種類ごとの定数
S：付表第二に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値
Q：温度が摂氏0度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス量（単位 m³毎分）

付表第二の計算式

Ho<6の場合	$S = b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $4.7(Ho-6) \leq b < 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho-6)^2 + b^2$
$Ho \geq 6$ かつ $b \geq 4.7Ho$ の場合	$S = (Ho-6)^2 + 22.1Ho^2$
Ho ≥ 6 かつ $b < 4.7(Ho-6)$ であって、排出口の中心から、4.7(Ho-6)の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐すい面から上部に突出する他人の所有する建築物（倉庫等は除く）がある場合	h<Hoの場合 $S = (Ho-h)^2 + d^2$
	h $\geq Ho$ の場合 $S = d^2$
前各項に掲げる場合以外の場合	$23.1(Ho-6)^2$

Ho：排出口の実高さ（m）

b：排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離（m）

h：排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ（m）

d：排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離（m）

	1号炉
Ho	20.00
b	24.6
h	—
d	—

別表-2 臭気測定

○ : 1 回以上/年

番号	物質名	敷地境界線	気体排出口		
			焼却炉煙突出口	脱臭設備入口	脱臭設備出口
1	アンモニア	○	○	○	○
2	メチルメルカプタン	○	—	○	○
3	硫化水素	○	○	○	○
4	硫化メチル	○	—	○	○
5	二硫化メチル	○	—	○	○
6	トリメチルアミン	○	○	—	—
7	アセトアルデヒド	○	—	—	—
8	プロピオンアルデヒド	○	○	—	—
9	ノルマルブチルアルデヒド	○	○	—	—
10	イソブチルアルデヒド	○	○	—	—
11	ノルマルバレールアルデヒド	○	○	—	—
12	イソバレールアルデヒド	○	○	—	—
13	イソブタノール	○	○	—	—
14	酢酸エチル	○	○	—	—
15	メチルイソブチルケトン	○	○	—	—
16	トルエン	○	○	—	—
17	スチレン	○	—	—	—
18	キシレン	○	○	—	—
19	プロピオン酸	○	—	—	—
20	ノルマル酪酸	○	—	—	—
21	ノルマル吉草酸	○	—	—	—
22	イソ吉草酸	○	—	—	—
23	ガス流量	—	○	—	○
24	臭気指数・濃度	○	○	○	○

敷地境界は、発注者の指定する4箇所での測定とする。

気体排出口は、焼却炉煙突出口、脱臭設備入口、脱臭設備出口のほか、事業者の提案する施設からの排出口とする。

別表-3 産業廃棄物等試験

○：年2回以上

□：年1回以上

△：設備供用当初1回

		試料名	脱水 ケーキ	焼却灰	抜出珪砂
		測定項目			
性状試験	1	熱しゃく減量	□	□	□
	2	含水率	□	□	□
	3	油分（ノルマルヘキサン抽出物質）	□	□	△
	4	比重	□	□	□
含有試験 （廃棄物処理法等に基づく分析）	1	アルキル水銀化合物	□	□	
	2	水銀又はその化合物	□	□	□
	3	カドミウム又はその化合物	□	□	
	4	鉛又はその化合物	□	□	
	5	有機燐化合物	□	□	
	6	六価クロム化合物	□	□	
	7	砒素又はその化合物	□	□	
	8	シアン化合物	□	□	
	9	ポリ塩化ビフェニル	□	□	
	10	セレン又はその化合物	□	□	
	11	発熱量	□		
	12	組成分析（8項目） ※1	□	□	○
	13	クロム又はその化合物	□		
	14	亜鉛又はその化合物	□		
	15	ニッケル又はその化合物	□		
	16	ダイオキシン類	□	□	□
	17	元素分析（C、H、N、O）	□		
	18	硫黄	□		
	19	塩化物	□		
溶出試験 （廃棄物処理法等に基づく分析）	1	溶出試料液作成	□	□	□
	2	アルキル水銀化合物	□	□	□
	3	水銀又はその化合物	□	□	□
	4	カドミウム又はその化合物	□	□	□
	5	鉛又はその化合物	□	□	□
	6	有機燐化合物	□	□	△
	7	六価クロム化合物	□	□	□
	8	砒素又はその化合物	□	□	□
	9	シアン化合物	□	□	△
	10	ポリ塩化ビフェニル	□	□	△
	11	揮発性有機化合物（11項目） ※2	□	□	△
	12	チウラム	□		
	13	シマジン	□		
	14	チオベンカルブ	□		
	15	セレン又はその化合物	□	□	□
	16	1，4－ジオキサン	□	□	
	17	pH	□	□	□

※1: Al₂O₃、CaO、MgO、P₂O₅、K₂O、SiO₂、Fe₂O₃、Na₂O

※2: トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2－ジクロロエタン、1・1－ジクロロエチレン、シス1・2－ジクロロエチレン、1・1・1－トリクロロエタン、1・1・2－トリクロロエタン、1・3－ジクロロプロペン、ベンゼン

別表-4 作業環境測定（粉じん、ダイオキシン）

★：原則 1回／5年

◆：1回／6ヵ月

測定の種類	項目	単位	焼却設備内等 (単位作業場所ごと)	灰搬出施設等 (単位作業場所ごと)
併行測定 ※1	ダイオキシン類 (粉じん)	pg-TEQ/m ³	★	★
	ダイオキシン類 (ガス状物質及び微細粒子)	pg-TEQ/m ³	★	★
	総粉じん (デジタル粉じん計※4)	cpm	★	★
	総粉じん (重量法)	mg/m ³	★	★
A測定 ※2	総粉じん (デジタル粉じん計※4)	cpm	◆ ※3	◆
	総粉じん (重量法)	mg/m ³	—	—
B測定	総粉じん (デジタル粉じん計※4)	cpm	◆ ※3	◆
	総粉じん (重量法)	mg/m ³	—	—

※1 測定結果より、D値を算出する。

$$D値 = \frac{\text{ダイオキシン類（粉じん）} + \text{ダイオキシン類（ガス状物質及び微細粒子）}}{\text{総粉じん（デジタル粉じん計） または 総粉じん（重量法）}}$$

※デジタル粉じん計、重量法、両方もののD値を算出しておく。

前回数等からD値の妥当性に疑義が認められる場合、再度併行測定を実施する。

※2 著しく狭い単位作業場所（6m×6mに及ばない程度）においては、A測定の測定点数は5とする。

※3 1年に1回行われる定期補修等については、その期間ごと。

※4 使用するデジタル粉じん計は以下を満足すること。

（公社）日本作業環境測定協会による校正を年1回受けていること。

光散乱方式で作業環境用（標準粒子で1cpm=0.001mg/m³）の機種であること（個人ばく露型除く）。

（使用可能な現行機種：LD-3K2、LD-5R、LD-5）

別表-5 混合濃縮汚泥濃度測定

● 1回／週

項目	単位	混合濃縮汚泥
汚泥濃度	%	●

別紙 9 法定点検ほか業務

(1) クレーン施設保守点検業務

1. 遵守法令

労働安全衛生法第 41 条第 2 項及びクレーン等安全規則第 34 条・第 38 条・第 40 条

2. 目的

法令に基づく点検整備を実施し、性能検査を受検の上、これに合格させて検査証の有効期間を更新させる。

3. 対象箇所

事業者提案により設置した法令点検が必要なクレーン

4. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 荷重試験用のウエイトの運搬、搬入、設置、搬出
- 3) クレーン等の点検整備及び荷重試験（予備検査）
- 4) クレーン等の潤滑油等の消耗品の取替
- 5) クレーンの性能検査申請及び使用再開検査申請の手続き（検査料支払い等含む一切）
- 6) クレーンの性能検査の立会い及びクレーン運転操作
- 7) 報告書の作成

《点検整備等の対象及び内容》

- ①ランウェイ②ガーダ③横行レール④走行機械装置⑤巻き上げ機械装置⑥横行機械装置
- ⑦トロリフレーム⑧巻上下運転⑨横行走行運転⑩電気関係⑪絶縁抵抗測定⑫消耗品取替
- ⑬その他必要な項目

5. 履行条件等

- 1) 対象年度の検査証有効期限から 2 ヶ月前までの間に性能検査が受験できるように実施
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整

(2) 地下タンク設備点検業務

1. 遵守法令

消防法 14 条の 3 の 2 及び危険物の規制に関する規則第 62 条の 4、第 62 条の 5 の 2 及び第 62 条の 5 の 3

2. 目的

法令に基づく漏れの点検を実施し、地下タンク及び配管の異常の有無を確認し、所定の様式にて報告を行うものである。

3. 対象箇所

以下の既存地下タンク及び事業者提案により設置した点検が必要な地下タンク設備

	設置場所	許可年月日	タンク容量	前回点検実施日
1	大井水みらいセンター 焼却設備 重油地下タンク及び配管	平成 8 年 4 月 17 日	30KL	令和 5 年 7 月 26 日

4. 実施年度

令和 12 年度から令和 22 年度にかけて、更新した焼却設備を原則対象として、事業者提案設備の必要に応じて実施すること。また、焼却設備更新後は、速やかに既設焼却設備の廃止（休業）に必要な手続き・措置を実施すること。ただし、受注者が自らの負担により既設焼却設備を適切に維持し維持管理業務を実施する場合は、その間の既設焼却設備の点検は受注者が自らの負担により実施すること。

5. 履行条件等

- 1) 実施時期：上記点検年度に点検を行うこと。
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 注意事項：異常が認められた場合は、再度同様の方法で検査を行い最終的に異常が確認された場合は、異常個所を明確にし、異常発生時の調査報告書を提出すること。

6. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 点検用の機材搬入、設置、搬出
- 3) 気相部点検においては微加圧法または微減圧法で点検し、圧力値は 2 kPa を標準、10kPa を上限とする。
- 4) 液相部については重油の抜き取りを伴わない方法で、(財)全国危険物安全協会の性能評価を受けた点検方法・機器等により実施すること。
- 5) 報告書の作成

(3) 特定建築物定期点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第12条第2項

2. 目的

大井水みらいセンターの建築物について建築基準法による定期点検を実施するものである。

3. 対象箇所

汚泥脱水機棟

及び事業者提案により設置した点検が必要な特定建築物

4. 実施年度

汚泥脱水機棟における実施年度は、令和13、16、19、22年度（3年以内ごと）とする。

5. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 建築物について法令に基づく検査及び損傷、腐食その他の劣化状況の点検
- 3) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 点検者は法第12条第2項に規定されている者とする。

（４）貯水槽設備保守点検業務

１．遵守法令

大阪府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領（水道法第 34 条の 2 簡易専用水道の管理内容に準ずる。）

２．目的

大井水みらいセンターの「水道設備」について定期点検を実施するものとする。法令に準じ点検、清掃を実施し、飲料水の水質を良好に保つこと。

３．対象箇所

以下の既存槽及び事業者提案により設置した点検が必要な貯水槽設備

	設置場所	形式・規格等	基数
1	脱水機棟 受水槽	容量 5.0m ³ 2.0m×2.0m×2.0m FRP 製	1
2	脱水機棟 高置水槽	容量 2.5m ³ 1.5m×2.0m×1.0m FRP 製	1

４．実施年度

令和 12 年度から令和 22 年度にかけて、実施すること。

５．実施内容（点検項目）

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 水槽基礎：亀裂・沈下等の有無、固定金具の劣化及び緩みの有無及び架台の腐食・たわみ・隙間の有無
- 3) 水槽本体：水槽内の清掃、水漏れ・腐食・損傷等の有無及び接合金具の腐食及び緩み等、マンホールの密閉状態
- 4) ボールタップ及び定水位弁：水漏れ・変形・劣化・損傷等の有無、作動状態
- 5) 水面制御装置及び警報装置：腐食・損傷等の有無、作動状態
- 6) 配管：変形・腐食・損傷等の有無
- 7) 水質検査：槽内水張り終了後、各棟給水栓の水の水質検査
①色度②濁度③臭気④味⑤残留塩素濃度
- 8) 報告書の作成

６．履行条件等

- 1) 作業条件：作業者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は飲水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した者とする。
：作業前 6 ヶ月以内に消化器系伝染病等の健康診断を受検し異常のない者であること。なお、作業の前日及び当日に健康を害している者（下痢等の症状や外傷等のある者）は作業を行わないこと。
- 2) 清掃方法：厚生労働省告示第 119 号 (H15.3.25) による
- 3) 他業務との調整：清掃作業のため断水が生じる場合は他業務との調整を図ること。

(5) エレベーター保守点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第 12 条第 4 項

2. 目的

エレベーターの能力を常に発揮させるとともに、安全で良好な運転状態を維持させるため、法令に基づく年次点検（定期点検）、毎月の保守点検（フルメンテナン）スを行う。

3. 対象箇所

以下のエレベーター及び事業者提案により設置した点検が必要なエレベーター

	設置場所	用途・形式等	停止箇所	積載量	製造者名
1	脱水機棟	乗用 (P11-C045) 車椅子兼用	4 箇所	積載量 750kg (定員 11 名)	(株) 東芝エレベーター

4. 実施年度

令和 12 年度から令和 22 年度にかけて、実施すること。

5. 実施内容

- 1) 作業計画書（年度毎）、工程表の作成（年度毎）
- 2) 機器の保守点検（毎月 1 回、または 3 月毎 1 回以上（リモート監視併用））
- 3) 異常箇所発見時、修理等の迅速な処置（フルメンテナン）ス
- 4) 故障、事故、閉じ込め等発生時対応（24 時間出勤体制を整え、要請があれば速やかにこれに対応する。）
- 5) 法令に基づく年次点検（定期点検）
- 6) 保守点検報告書及び定期検査成績書の作成
《点検、調整、補修等の対象及び内容》
 - ①かごの運転状態
 - ②機械室
 - ・ 機械室環境状況
 - ・ 電動機、巻上機
 - ・ ブレーキ
 - ・ 受電盤、制御盤
 - ・ 調速機
 - ③かご関係
 - ・ 機械室環境状況
 - ・ かご上環境状況
 - ・ かご戸スイッチ
 - ・ 非常止め及リング機構
 - ・ 受電盤、制御盤
 - ・ 安全スイッチ
 - ・ 戸開閉機構
 - ④昇降路
 - ・ ガイドレール
 - ・ リミットスイッチ
 - ・ 巻上ロープ、調速機ロープ
 - ・ つりあいおもり

- ・昇降路、ピット環境状態
- ・緩衝器
- ⑤出入口関係
 - ・乗り場戸
 - ・乗り場戸インターロックスイッチ
 - ・乗り場ボタン、乗り場位置表示灯
- ⑥かご室
 - ・かご戸
 - ・戸閉め安全装置
 - ・かご内装
 - ・照明、ファン
 - ・停電灯
 - ・連絡装置
 - ・操作盤、かご内位置表示灯
 - ・床レベル
- ⑦付加装置
 - ・停電時自動着床装置
 - ・地震時管制運転装置
 - ・オートアナウンス装置
 - ・戸開走行保護装置
- ⑧ブレーキ関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回／年保守点検時と同時点検可】

 - ・ブレーキプランジャー電磁ソレノイドの抵抗値の測定
 - ・ブレーキ作動電圧・電流の測定
 - ・ブレーキソレノイドの交換履歴の確認
 - ・ブレーキパットの交換履歴の確認
- ⑨制御装置・ドア関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回／年保守点検時と同時点検可】

 - ・制御電源の回路電圧の測定
 - ・ブレーキコイル励磁用接触器の接点の確認
 - ・ドアスイッチリレーの溶着確認
 - ・乗り場戸スイッチの作動の状況

6. 履行条件等

- 1) 作業条件：対象設備に精通した専門技術者であること。なお、定期点検においては、法で定める有資格者であること。

(6) 脱臭用吸着剤取替業務

1. 目的

脱臭設備の機能維持を目的として、吸着剤等の取替を実施する

2. 対象箇所

既設脱臭設備および受注者提案により設置した脱臭設備の取替が必要な脱臭用吸着剤

3. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 吸着剤等の納入
- 3) 吸着剤等の取り出し、充填作業
- 4) 取り出した吸着剤等は適正な処理を行うものとする
- 5) 計量証明書、品質分析結果表等必要書類の提出及び報告書の作成

4. 履行条件等

- 1) 注意事項：取り出しは吸引車及びクレーン付トラックにて抜き取り可能
- 2) 他業務との調整：重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整

(7) 消防設備点検業務

1. 遵守法令

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6

2. 目的

大井水みらいセンターに設置されている消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯設備等について、機器点検、総合点検及び試験・調整等一切を行うものである。

3. 対象箇所

「点検対象設備一覧表」及び「機能点検対象消火器一覧表」及び受注者提案により設置した点検が必要な消防設備

4. 実施年度

毎年度各2回(8月、2月を予定)とし、実施時期については発注者と十分な打合せを行い、発注者の定めた期間内に完了すること。

5. 実施内容

- 1)点検の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者に報告し、協議の上、措置すること。
- 2)誘導灯(蛍光灯)取替等の軽微な修繕作業は本業務に含むものとする。なお、交換用管球類については、本府の支給とする。
- 3)加圧式消火器については、放射能力点検後、薬剤等の詰替えを規定通り行うものとする。なお、薬剤等の詰替えに代えて消火器本体を取替えることも可とする。
蓄圧式消火器については、機能点検(放射能力点検含む)後は消火器本体を取替えるものとする。
- 4)電気系統のある設備については、総合点検時に絶縁抵抗測定等の配線点検を実施すること。
- 5)点検により生じた取替部品や詰替えに際し発生する薬剤等については、センター内指定場所に移動すること。
- 6)点検結果報告書(写真集含む)は、点検が1回完了する毎に提出するものとする。提出部数は、8月分2部、2月分2部とする。

6. 履行条件等

- 1)本業務に使用する工具、検査器具等は全て受注者において準備すること。ただし、作業用電源、作業用水については発注者より支給するので使用条件について、予め協議すること。
- 2)作業中は管理技術者を常駐させ、業務を円滑迅速に処理すること。
- 3)作業員は、点検実施中、名札等を着用すること。また、管理技術者は常に腕章等をつけ、現場の責任者であることを明らかにすること。なお、点検を行おうとする際は、事

前に発注者から作業員名簿と名札等に基づき、届出をされた作業員であることの確認を受けること。

- 4) 本業務において施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。
- 5) 焼却設備更新後は、速やかに既設焼却設備の廃止（休業）に必要な手続き・措置を実施すること。

点検対象設備一覧表

別紙1

区 分	分類		単位				合計	備考
				脱水機棟	濃縮棟	焼却棟		
消火器	粉末消火器 蓄圧式	10型	本	35	11	62	108	
		20型	本	1			1	
屋内消火栓設備 又は 屋外消火栓設備	加圧送水装置		組	1			1	※1
	制御盤(旧操作盤)		面	1			1	
	消火栓		組	13			13	
	起動用スイッチ		個	13			13	
	表示灯		灯	13			13	※2
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)		組	1			1	
	放水試験		式	1			1	
自動火災 報知設備	受信機 P型1級	29回線	面	1			1	
	差動式又は補償式スポット型感知器		個	10			10	
	定温式スポット型感知器		個	4			4	
	定温式スポット型感知器(防爆形)		個	1			1	
	煙感知器		個	95	2	13	110	
	P型1級発信機		個	14	2	9	25	
	表示灯		灯	14	2	9	25	※2
	音響装置		個	14	2	9	25	
	常用電源		組	1			1	
	予備電源(受信機のみ)		組	1			1	
非常警報設備 b.放送設備	増幅器操作部	240W	台	1			1	
	スピーカー回線		個	46	4	15	65	
	起動装置(押しボタン)		個	1			1	
	常用電源		組	1			1	
	予備電源(増幅器のみ)		組	1			1	
誘導灯及び 誘導標識	誘導灯		灯	73	12	11	96	
排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	制御盤	1回線	面	1			1	
	ダンパー	FD以外	個	2			2	
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		式	1	1	1	3	※3

※1 加圧送水装置設備概要

脱水機棟: 300L/min×7.5kW

※2 消火栓用の表示灯は、自動火災報知設備用の表示灯の数量に含まれる

※3 共同管廊1,2の配線点検は各棟に含む

機能点検消火器一覽表

										○ 機能のみ										● 機能・放射						★ 賢装		～5年		～10年		★	
通番	番号	棟名	階	部屋名	種別	型式	製造年	製造番号	消第	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	脱1	脱水機棟	B1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354110	27～59～1	★										★										★			
2	脱2	脱水機棟	MB1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	464146	29～1		★										★	★									★		
3	脱3	脱水機棟	B1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354166	27～59～1	★										★											★		
4	脱4	脱水機棟	MB1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354119	27～59～1	★										★											★		
5	脱5	脱水機棟	MB1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	464295	29～1			★									★	★										★	
6	脱6	脱水機棟	MB1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354129	27～59～1	★										★													
7	脱7	脱水機棟	B1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354117	27～59～1	★										★													
8	脱8	脱水機棟	B1F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354168	27～59～1											★													
9	脱9	脱水機棟	1F	玄関ホール	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193402	27～59～1													★											★
10	脱10	脱水機棟	1F	更衣室	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193419	27～59～1												★												★
11	脱11	脱水機棟	1F	電気室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	463919	29～1			★									★	★											★
12	脱12	脱水機棟	1F	電気室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	463950	29～1				★									★											★
13	脱13	脱水機棟	1F	遠心濃縮機室	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193418	27～59～1					★									★										★
14	脱14	脱水機棟	1F	遠心濃縮機室	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193415	27～59～1					★									★										★
15	脱15	脱水機棟	1F	脱臭機室	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193414	27～59～1					★									★										★
16	脱16	脱水機棟	1F	薬品コンテナ室	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193413	27～59～1					★									★										★
17	脱17	脱水機棟	1F	ケーキ搬出室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	464266	29～1			★									★												★
18	脱18	脱水機棟	1F	ケーキ搬出室	ABC粉末蓄圧式	10	2018	463555	29～1			★									★												★
19	脱19	脱水機棟	1F	プロパン庫（屋外東側）	ABC粉末蓄圧式	20	2021	C007349	24～50					★												★							
20	脱20	脱水機棟	1F	廊下（機材倉庫前）	ABC粉末蓄圧式	10	2018	463926	29～1			★									★												
21	脱21	脱水機棟	M2F	電気室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	67898k	29～7				●	★												★							
22	脱22	脱水機棟	M2F	電気室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	67936k	29～7				●	★												★							
23	脱23	脱水機棟	M2F	廊下	ABC粉末蓄圧式	10	2021	67888k	29～7				●	★												★							
24	脱24	脱水機棟	2F	見学者ホール	ABC粉末蓄圧式	10	2020	605766k	29～7				★																				★
25	脱25	脱水機棟	2F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111051	24～17～1				★													★							
26	脱26	脱水機棟	2F	汚泥脱水機室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111039	24～17～1				★													★							
27	脱27	脱水機棟	2F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2020	603928k	29～7					★												★							★
28	脱28	脱水機棟	2F	汚泥脱水機室	ABC粉末蓄圧式	10	2020	592766	29～1				★												★								★
29	脱29	脱水機棟	B1F	補機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354143	27～59～1	★				★						★										★			
30	脱30	脱水機棟	2F	汚泥脱水機室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111009	24～17～1					★											★								
31	脱31	脱水機棟	2F	汚泥脱水機室	ABC粉末蓄圧式	10	2020	592747	29～1					★											★								★
32	脱32	脱水機棟	2F	汚泥脱水機室	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354165	27～59～1	★										★										★			
33	脱33	脱水機棟	2F	見学者ホール	ABC粉末蓄圧式	10	2020	603940k	29～7				★												★								★
34	脱34	脱水機棟	3F	EV機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111020	24～17～1					★												★							
35	脱35	脱水機棟	3F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111080	24～17～1					★												★							
36	脱36	脱水機棟	3F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111039	24～17～1					★												★							
37	濃1	濃縮棟	B1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354167	27～59～1	★										★										★			
38	濃2	濃縮棟	B1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2017	354108	27～59～1	★										★										★			
39	濃3	濃縮棟	1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2018	464279	29～1												★												
40	濃4	濃縮棟	1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2018	463917	29～1			★										★											
41	濃5	濃縮棟	1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193401	27～59～1				★																				
42	濃6	濃縮棟	1F	換気機械室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067911k	29～7				●	★												★							
43	濃7	濃縮棟	屋上	ファン室	ABC粉末蓄圧式	10	2020	0603937k	29～7				★											★									★
44	濃8	濃縮棟	屋上	ファン室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111026	24～17～1					★											★								
45	濃9	濃縮棟	1F	通路	ABC粉末蓄圧式	10	2019	193420	27～59～1				★										★										
46	濃外危1	濃縮棟	屋外	危険物倉庫	ABC粉末蓄圧式	10	2021	110992	24～17～1					★												★							
47	濃外危2	濃縮棟	屋外	危険物倉庫	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111011	24～17～1					★												★							
48	焼1	焼却棟	B1F	ポンプ室地下	ABC粉末蓄圧式	10	2022	022592	24～17～1					★												★							
49	焼2	焼却棟	B1F	ポンプ室地下	ABC粉末蓄圧式	10	2021	110994	24～17～1					★											★								
50	焼3	焼却棟	1F	ポンプ室	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111127	24～17～1					★											★								
51	焼4	焼却棟	1F	ブロー一室(1)	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111003	24～17～1					★											★								
52	焼5	焼却棟	1F	ブロー一室(1)	ABC粉末蓄圧式	10	2022	0938823k	29～7					○	★												★						
53	焼6	焼却棟	B1F	ブロー一室地下	ABC粉末蓄圧式	10	2022	0991209k	29～7						○★																		
54	焼7	焼却棟	B1F	ブロー一室地下	ABC粉末蓄圧式	10	2021	110991	24～17～1					★											★								
55	焼8	焼却棟	B1F	管廊	ABC粉末蓄圧式	10	2021	111101	24～17～1					★											★								
56	焼9	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936824k	29～7					○	★												★						
57	焼10	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936782k	29～7					○	★												★						
58	焼11	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934653k	29～7					○	★												★						
59	焼12	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	022603	24～17～1					★												★							
60	焼13	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	022628	24～17～1					★												★							
61	焼14	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	022582	24～17～1	●				★												★							
62	焼15	焼却棟	1F	ブロー一室(2)	ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936798k	29～7					○	★											★							

										○ 機能のみ										● 機能+放射										★ 買替										～5年		～10年		★
通番	番号	棟名	階	部屋名	種別	型式	製造年	製造番号	消第	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22											
										17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40											
63	焼16	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	022588	24～17～1	●				★											★																			
64	焼17	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	022591	24～17～1	●				★											★																			
65	焼18	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936820K	29～7	●				○	★										★																			
66	焼19	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936776K	29～7	●				○	★										★																			
67	焼20	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936775K	29～7	●				○	★										★																			
68	焼21	焼却棟	1F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934695K	29～7	○				○	★										★																			
69	焼22	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0947603K	29～7	○				○	★										★																			
70	焼23	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936791K	29～7	○					★										★																			
71	焼24	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936207K	29～7	○					★										★																			
72	焼25	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936800K	29～7	○					★										★																			
73	焼26	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936771K	29～7	○					★										★																			
74	焼27	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936799K	29～7		●				★										★																			
75	焼28	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936814K	29～7		●				★										★																			
76	焼29	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936780K	29～7		●				★										★																			
77	焼30	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934682K	29～7		●				★										★																			
78	焼31	焼却棟	2F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067923k	29～7		●			★											★																			
79	焼32	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358861	29～1		●		★											★									★											
80	焼33	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936752K	29～7		○				★										★																			
81	焼34	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936786K	29～7		○				★										★																			
82	焼35	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936812K	29～7		○				★										★																			
83	焼36	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934694K	29～7		○				★										★																			
84	焼37	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934689K	29～7		○				★										★																			
85	焼38	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936811K	29～7		○				★										★																			
86	焼39	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936788K	29～7			●			★										★																			
87	焼40	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358871	29～1			●		★										★									★											
88	焼41	焼却棟	3F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358772	29～1			●		★										★									★											
89	焼42	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358877	29～1			●		★										★									★											
90	焼43	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934681K	29～7			●				★									★																			
91	焼44	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936790K	29～7			●			★										★																			
92	焼45	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936787K	29～7			○			★										★																			
93	焼46	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358811	29～1			○	★											★									★											
94	焼47	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936779K	29～7			○			★										★																			
95	焼48	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0932970K	29～7			○			★										★																			
96	焼49	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936778K	29～7			○			★										★																			
97	焼50	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358815	29～1			○		★										★									★											
98	焼51	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2020	C358818	29～1					★										★																				
99	焼52	焼却棟	4F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067914K	29～7					●	★										★								★											
100	焼53	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067915K	29～7					●	★										★																			
101	焼54	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067952K	29～7					●	★										★																			
102	焼55	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067937K	29～7					●	★										★																			
103	焼56	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0067912K	29～7					●	★										★																			
104	焼57	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2021	0936803K	29～7					●	★										★																			
105	焼58	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934683K	29～7					○		★										★																		
106	焼59	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936781K	29～7					○		★										★																		
107	焼60	焼却棟	5F		ABC粉末蓄圧式	10	2022	0936813K	29～7					○		★										★																		
108	焼61	焼却棟	屋外	地下タンク	ABC粉末蓄圧式	10	2022	0934699K	29～7					○		★										★																		
109	焼62	焼却棟	屋外	地下タンク	ABC粉末蓄圧式	10	2022	0932978K	29～7					○		★											★																	

(8) 特定フロン点検業務

1. 遵守法令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条の第一項の規定に基づく
経済産業省・環境省告示第13号（平成26年12月10日）

2. 目的

法令に基づく専門的な点検を行うものである。

3. 対象箇所

既設の対象機器一覧及び事業者提案により設置した点検が必要な設備

	設置場所	メーカー	機種名	圧縮機 出力 (kW)	冷媒			設置年 (製造年)
					種類	冷媒 番号	質量 (kg)	
1	脱水機棟 1F 屋外	三菱電機(株)	PUHY-P450DMG9	14.3	HFC	R410A	10.5	2024
2	脱水機棟 1F 屋外	三菱電機(株)	PUHY-P335DMG9	8.89	HFC	R410A	7.5	2024
3	脱水機棟 1F 屋外	三菱電機(株)	PUHY-P335DMG9	8.89	HFC	R410A	7.5	2024
4	脱水機棟 1F 屋外	三菱電機(株)	PUHY-P335DMG9	8.89	HFC	R410A	7.5	2024
5	脱水機棟 1F 屋外	三菱電機(株)	PUHY-P335DMG9	8.89	HFC	R410A	7.5	2024

4. 実施内容

- 1) 関係法令に基づき冷媒フロン類取扱技術者等によるフロン検知器を使った検査、計器の指示値を確認する方法で、フロン類の漏えいを検査する。
- 2) 既設の対象機器一覧の定期点検時期については、令和14、17、20年度に実施するものとする。
- 3) 作業計画書、工程表の作成
- 4) 報告書の作成

5. 履行条件等

- 1) 施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

（９）清掃業務

１．目的

大井水みらいセンター汚泥処理施設及び事業用地内の汚れを除去することにより、各施設内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を維持することを目的とする。

２．用語の定義

「定期清掃」とは、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

３．業務内容

本業務の内容は下記のとおりとする。

１）業務概要

定期清掃（ワックス塗布） 汚泥脱水棟（既設） 361.5㎡

２）定期清掃

床面のワックス塗布については、年１回（６月）実施するものとする。なお、作業日時は原則として、閉庁日に実施するものとし、詳細の日時については発注者と協議の上決定すること。

３）経費の負担

業務に必要な資機材は、受注者が負担し、品質良好、清潔かつ最適なものを使用すること。

４．注意事項

受注者は、定期清掃作業において、次の事項に留意し作業を実施するものとする。

１）業務責任者は、業務の実施に先立ち、常に以下のことを行うこととする。

- ①業務を行う上で、発注者と協議した事項及び指示事項の確認
- ②業務に関する記録の確認及び検討
- ③業務を行う作業員に対する業務計画書に基づいた作業指示
- ④業務を行う作業員に対する業務上の安全対策等の周知徹底

２）作業に必要な資機材等を常備するものとする。

３）作業に直接使用する資機材等以外の物品を施設内へ搬入してはならない。

４）施設内において、書類の閲覧、複写等の行為をしてはならない。また、机の引出し、書類保管庫等を開閉してはならない。

５）作業の実施にあたっては、事務に支障のないよう注意し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

5. 作業項目及び作業内容

作業項目、頻度及び作業内容については下記を基準とする。

1) 床の清掃（定期清掃）

作業項目	作業内容
表面洗浄仕上	○椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入の恐れのあるコンセント等は適正な養生を行う。 ○床面の除塵を行う。 ○床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらの無いように塗布する。 ○洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 ○吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ○2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
ワックス塗布	○樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらの無いように格子塗りし、十分に乾燥させる。 ○樹脂床維持剤の塗布回数は原則として1回（格子塗り）とする。 ○移動した椅子等軽微な什器をもとの位置に戻す。

清掃作業基準表

					定期清掃			
					床面の清掃	床の表面洗浄仕上	床面ワックス塗布	
作業項目								
場 所								
脱水機棟	1F	玄関ホール	41.0㎡	ビニール床シート	◎	◎	◎	27.0㎡
		廊下・エレベーターホール	30.0㎡	ビニール床シート	◎	◎	◎	30.0㎡
		エレベーター（1台）	1.5㎡	弾性床材	◎	◎	◎	1.5㎡
	2F	監視操作室	162.0㎡	帯電防止床フリーアクセス	◎	◎	◎	162.0㎡
		廊下・エレベーターホール（M2F含）	85.0㎡	ビニール床シート	◎	◎	◎	85.0㎡
	階段	A 1F～屋上	56.0㎡	ビニール床シート	◎	◎	◎	56.0㎡
脱水機棟合計			375.5㎡				361.5㎡	

(10) 除草業務

1. 業務目的

大井水みらいセンター汚泥処理施設周辺の除草を行うことにより、対象区域内の美化及び良好な環境を維持することを目的とする。

2. 業務概要

本業務の概要は下記のとおりである。なお、業務期間は令和12年度から令和22年度とする。

1 除草工

機械除草 最大16,300㎡（年間2回実施の合計面積）

2 刈草等処分工

処分量 5t（年当たり）

3. 業務内容

本業務の内容は下記のとおりである。

1 除草工

区域内に繁茂している雑草類を地際より刈取ると共に、樹木、フェンス及び塀に絡みついたツル等を取り除くこと。使用機器は草刈機（肩掛式・ハンドガイド式）を標準とするが、植え込み内やツルの除去など、機械の使用が困難な箇所については、人力除草を行うこと。

2 刈草等処分工

収集した刈草等は、次条に掲げる処理施設へ運搬すること。なお、運搬途中に積載物が飛散しないように十分な対策を講じること。

4. 刈草等の処分

各作業において発生する刈草等については、以下の処分場へ運搬すること。運搬に際しては、処分場の定める規定に従うこと。また、運搬後は、速やかに処分場が発行する計量票（写し）を提出すること。

処分場： 柏羽藤環境事業組合 柏羽藤クリーンセンター

所在地： 大阪府柏原市円明町666番地

5. 刈草等の処分数量

本業務の実施に際して見込まれる刈草等の処分量については、図面に提示された除草箇所における実際の繁茂状況等を現地で確認した上で、刈草等の処分に必要な集積・運搬費用や処分

費（処分場での投棄料）については、受注者の経験やノウハウ等を活用しながら適切に判断し、必要と見込まれる費用を計上するものとする。

参考として過去5箇年における本業務の受注者による実績処分量（単位面積当たり）を下表に示す。積算上の処分量は、下表の値を参考に計上しているが、実際の繁茂量や処分量については、各年度の降雨量や除草・運搬の時期や状況等によっても大きく変動する可能性がある。下表は、あくまで入札参加業者の見積りのための参考資料であり、本業務の契約上何ら拘束するものではない。

（表）過去5箇年における本業務の実績処分量

年 度	処分量 (t/千㎡)	備 考
令和元年度	0.16	除草工・芝刈工
令和2年度	0.18	
令和3年度	0.31	
令和4年度	0.31	
令和5年度	0.43	

本業務における実際の処分量が積算数量を上回るおそれがあるときは、処分数量集計表及び処分場が発行する領収票の写しを監督員に提出し、以降の処分方法について協議をするものとする。積算数量を超過した処分費については、契約変更の対象とするが、書面による監督職員の承諾なく処分を行った結果、積算数量を上回った場合は、契約変更の対象外とし、受注者の負担において処理するものとする。また、処分量の変更に伴う運搬数量（台数）の変更及び1台当たりの最大積載量の変更に伴う運搬数量（台数）の変更についても同様とする。但し、2t車を使用できない特殊な事情がある場合を除き、最大積載量が2tを下回る車両を使用する場合は、車種については変更せず、運搬台数についてのみ実績積載量（処分量）を2t車の最大積載量で換算した数量（台数）により契約変更を行う。また積載量が2tを越える車両を使用する場合は、実使用車種及び実運搬数量（最大積載量で除した数量（台数））で契約変更を行うものとする。

なお、場外搬出運搬費及び処分費（投棄料）以外の除草工（除草・集草・積込・場内運搬等）の契約変更は一切認めない。また、場外搬出に係る運搬数量（台数）及び処分量が積算数量を下回った場合は、場外搬出運搬費及び処分費（投棄料）を減じるものとする。

6. 注意事項

1 除草業務

（1）作業時間は、原則開庁日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 各作業の実施時期については、予め監督職員と協議の上決定するものとするが、年間の作業回数等を考慮し、各々十分な効果が得られるよう実施すること。
- (3) 2回／年の業務期間は、契約期間の前期（6月頃）と後期（11月頃）とする。
- (4) 作業区域には一般開放区域と隣接するため、当該区域での作業時には看板を設置して作業への理解を求めるとともに、飛散防止ネットを使用する等周辺への安全対策を講じること。

2 業務の安全確保

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ると共に、諸法令の運用は受注者の責任において行わなければならない。受注者に諸法令又は仕様書等の違反があったとき、または受注者の責による事故等が発生したときは、発注者から「文書注意」及び「口頭注意」等の措置を行う場合がある。特に繰返し事故については、十分に注意すること。

3 その他の事項

- (1) 作業場所において、可燃ごみ、資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、びん等）、ペットボトル、粗大ごみ等が認められた場合は、回収すること。
- (2) 回収した粗大ごみ（自転車、廃タイヤ等）、家電リサイクル対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）等については、随時、監督職員に報告を行い、その対処方法について監督職員と協議すること。
- (3) 樹木及び散水設備等に損傷を与えないよう必要に応じて、養生等の措置をして十分に注意すること。施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告すると共に、受注者の負担において早急に復旧等の措置を講じること。
- (4) 作業終了後、監督職員が不適と判断した場合は、その部分について手直しを行うこと。

7. 経費の負担

本業務に必要なものは全て受注者において準備するものとする。作業用水については、大井水みらいセンター内に設置している下水処理水供給施設「Q水くん」より支給する。

8. 提出書類

各作業の実施状況を確認できるよう、作業前・中・後の状況を写真撮影し、監督職員に提出すること。また作業を行った日は、実施内容等を記載した業務日報（別紙「参考様式」）を提出すること。

9. 疑義

本業務に関して疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

業 務 日 報

業務 名称	大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 除草業務	令和 年 月 日 ()	
		〇〇〇〇(株) 管理技術者	
作業内容 (作業箇所およびごみ回収の有無)			
特記事項			
職種	人工	累計	備考
軽作業員			
普通作業員			
特殊作業員			
合計			

別紙 10 電気保安規程

保 安 規 程

作成年月日 令和 2 年 4 月 1 日
届出年月日 令和 2 年 4 月 1 日

内 容

業 種	水道業 (下水道業)	事業場の名称	大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター		
		所 在 地	大阪府藤井寺市西大井一丁目 4 0 7 番地の 1		
総 括 管 理 者		氏名	役職名 南部流域下水道事務所長		
施 設 管 理 者		氏名	役職名 大井管理センター長		
電気主任技術者		氏名	資格 第 2 種 電 気 主 任 技 術 者 免 状 第 一 号	選任の種別及び年月日 選任 令和 年 月 日	
保安業務組織		添付組織図のとおり			
供給変電所名		関西電力株式会社 道明寺変電所			
受 電 設 備	受 電 電 圧	22,000 V	受 電 用 遮 断 器	ガス遮断器	
	契 約 電 力	1,850 kW		24kV 600A 25kA	
		最 大 電 力	2,150 kW	受 電 設 備 形 態	屋内設置キュービクル型
発 電 設 備	電 圧	6,600 V	原 動 機	種 類	ガスタービ
	出 力	2,000 kW		燃料消費量	1,060 ℓ/h
				常用・予備の別	予備
太 陽 光 発 電 設 備	電 圧	6,600 V			
	出 力	1,500 kW			
	送電用遮断器	VCB 7.2kV 600A 12.5kA			
	モジュール枚数	6,018 枚			
保安上の責任分界点		構内設備に関する協定書（第 2 条から第 4 条）のとおり			
財産上の分界点		構内設備に関する協定書（第 2 条から第 4 条）のとおり			
備 考					

※ 発電設備、原動機の燃料使用量については、重油換算で記載すること。

主要な変更事項

年 月 日	記 事
平成 20 年 4 月 1 日	大和川下流流域下水道組合解散に伴う事務継承
平成 27 年 8 月 10 日	太陽光発電設備設置
平成 30 年 3 月 7 日	総括管理者の変更及び誤記訂正
令和 2 年 4 月 1 日	保安業務組織見直しに伴う条文改定等
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

第1章 総則

【目的】

第1条 大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

【効力】

第2条 当事業場の管理者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、電気主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

【保安業務の組織】

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を遂行する組織構成は次に定めるところによるものとする。

- 一 南部流域下水道事務所長（以下「総括管理者」という。）は保安業務を総括管理し、大井管理センター長（以下「施設管理者」という。）はこれを補佐する。
- 二 法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、総括管理者は電気主任技術者に選任する。
- 三 保安業務の分掌及び関連する職位階層の職名及び担当業務区分並びに職務権限は添付組織図のとおりとする。
- 四 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は添付

組織図のとおりとする。

【設置者の義務】

- 第6条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、電気主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 電気主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
 - 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る場合には、電気主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
 - 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

【電気主任技術者の義務】

- 第7条 電気主任技術者は、総括管理者及び施設管理者を補佐し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を総括しなければならない。
- 2 電気主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
 - 3 電気主任技術者の執務は次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - 一 当事業場に常時勤務するものとする。
 - 二 電気主任技術者の連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくとともに、電気主任技術者との連絡責任者を選任しておくものとする。

【従事者の義務】

- 第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

【電気主任技術者不在時の措置】

- 第9条 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。
- 2 代務者は、電気主任技術者の不在時には、電気主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

【電気主任技術者の解任】

第10条 電気主任技術者が次の各号に該当する場合は、解任することができるものとする。

- 一 電気主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、保安の確保上不適当と認められたとき。
- 二 電気主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。

第3章 保安教育

【保安教育】

第11条 電気主任技術者は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

【保安に関する訓練】

第12条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

【工事計画】

第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、電気主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 電気主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、総括管理者の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

【工事の実施】

第14条 電気工作物に関する工事計画の実施にあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り、総括管理者の承認を経てこれを実行するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、電気主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、電気主任技術者においてこれを検査し、保安上支障が無いことを確認した上で引き取るものとする。
- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するために別に定める作業心得によって行わなければならない。
- 5 作業心得は、次の各号について定めるものとする。
 - 一 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の電気主任技術者による確認。
 - 二 作業時間、停電時間及び危険区域の表示。
 - 三 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置。
 - 四 作業責任者の氏名とその責任。
 - 五 作業終了時の点検及び測定。
 - 六 その他必要な事項。

第5章 保守

【巡視、点検、測定】

- 第15条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。
- 2 電気主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うにあたっては、当事業場の事業活動等と調整を図り年度実施計画を作成し、施設管理者の承認を経てこれを実施しなければならない。
 - 3 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【法定事業者検査の体制】

- 第16条 法定事業者検査は、電気主任技術者の監督の下、別途定める必要な事項をあらかじめ決定した上で行うものとする。

【事故の再発防止】

第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作等】

第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。

- 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用を停止し、若しくは使用を制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領。
- 三 関西電力株式会社（以下「電気事業者」という。）の供給変電所又は所轄営業所との連絡事項。
- 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示。
- 五 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「給電申合書」によるものとする。

【太陽光発電設備の長期間の運転停止】

第19条 太陽光発電設備を相当期間停止する場合は、次に各号により設備の保全を図るものとする。

- 一 太陽電池モジュール及び付随する機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆対策を行う。
- 二 パワーコンディショナー及び主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。
- 三 設備の休止部分と運転部分が混在する場合は、両者の区分を明確にし、その連系部分は分離するものとする。
- 四 運転を再開する前には、臨時の点検を行うとともに、必要に応じて試運転等を行い、保安の確保に万全を期すものとする。

【太陽光発電設備の運転開始】

第20条 太陽光発電設備を相当期間停止の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

第7章 災害対策

【防災体制】

- 第21条 台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、防災思想に従業者に徹底し、応急資材を備蓄するとともに、災害発生時の措置に関する体制をあらかじめ整備し、並びに当事業場外関係機関との協力体制及び連携体制を整備しておくものとする。
- 2 電気主任技術者は、非常災害発生時において、電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。
- 3 電気主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。
- 4 災害時において電気事業者と連絡が取れない場合には、電気事業者と連絡が取れるまでの間、太陽光発電設備の解列または運転を停止するものとする。

第8章 記録

【記録等】

- 第22条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2に定めるところにより記録し、これを必要な期間保存するものとする。
- 一 巡視点検測定記録（日常、定期、精密）
- 二 電気事故記録
- 三 補修工事記録
- 四 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は別表第3に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
- 3 法定事業者検査の記録は、別表第4に定めるところにより記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界点】

- 第23条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、電気需給契約書に基づく責任、財産分界点とする。

【需要設備の構内】

第24条 当事業場の需要設備の構内は別図（需要設備の構内図）に示すとおりとする。

第10章 整備その他

【危険の表示】

第25条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険の恐れのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けなければならない。

【測定器具類の整備】

第26条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管しなければならない。

【図面、書類の整備】

第27条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱説明書等については整備し、必要な期間保存しなければならない。

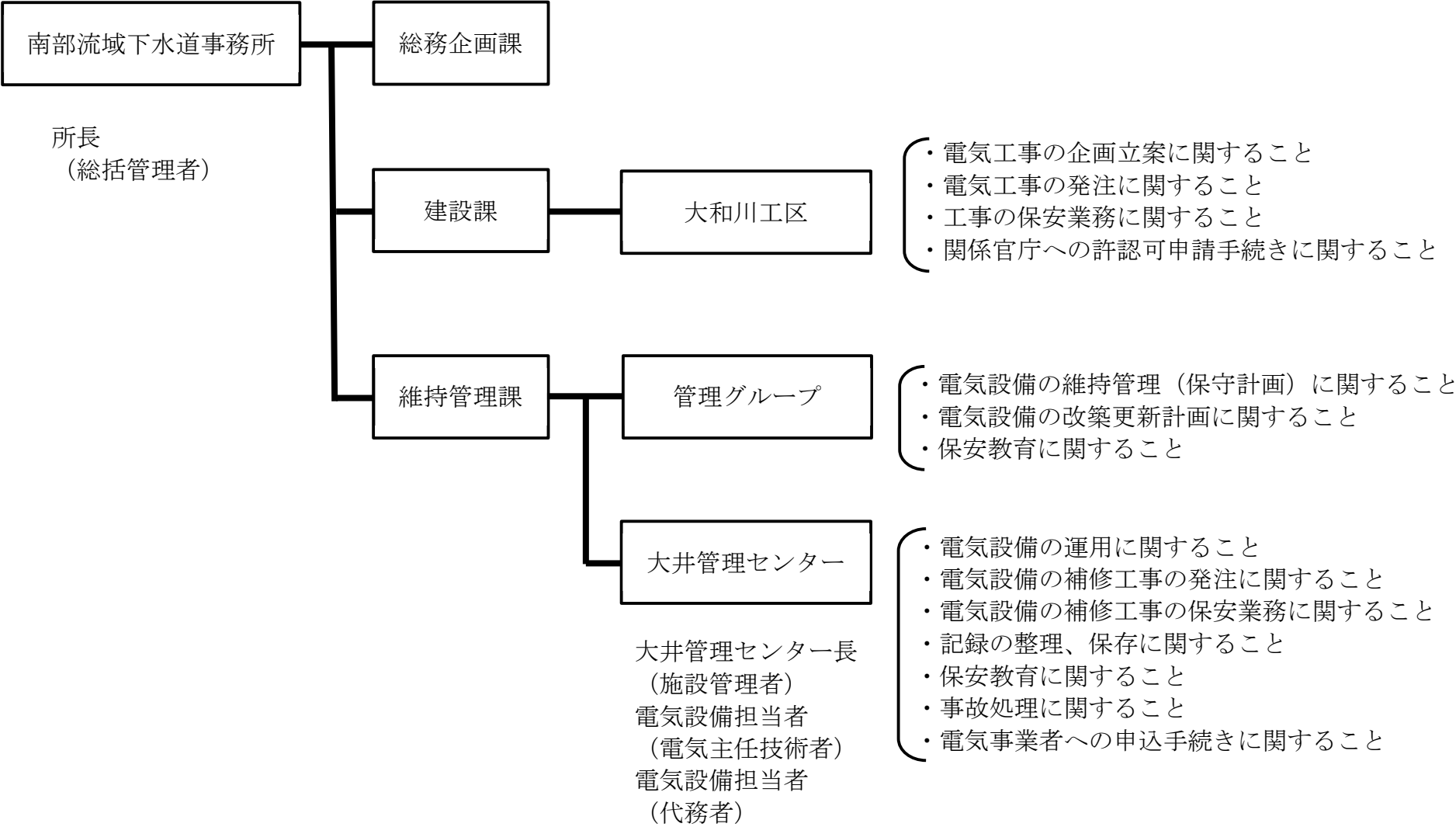
【手続き書類等の整備】

第28条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存しなければならない。

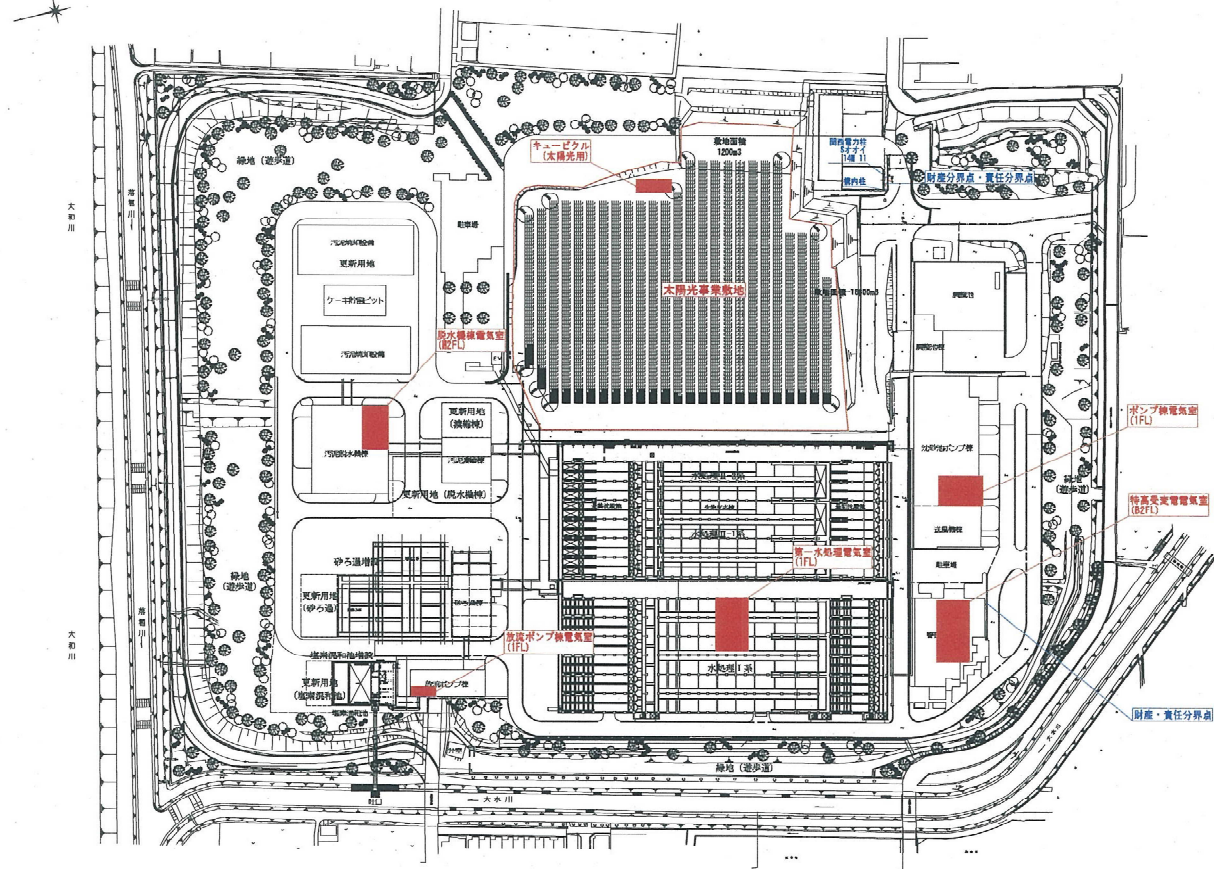
付則

1. この規程は、平成27年 8月10日から施行する。
2. この規程は、平成30年 3月 7日から施行する。
3. この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

組織図（大井水みらいセンター）



需要設備の構内図



巡視点検測定及び手入基準

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目
受変電設備	断路器	1 1ヶ月	受けと刃の接触、加熱、変色、ゆるみ	1 1年	停止して受けと刃の接触、加熱、ゆるみ、荒れ具合	1 2年又は一定の遮断回数による	停止して内部については接触子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷 操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定			
		2 1ヶ月	汚損、異物付着	2 1年	損傷、亀裂			2 1年		接地抵抗測定		
		3 1ヶ月	その他必要事項	3 1年	その他必要事項			3 不定期		必要により動作特性		
	遮断器 開閉器類	1 1ヶ月	外観点検、汚損、亀裂、加熱、発錆、損傷	1 1年	停止して外部の損傷、腐食、加熱、発錆、変形、ゆるみ	2 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定			
		2 1ヶ月	指示、点灯	2 1年	操作具合、機構			2 1年		接地抵抗測定		
		3 1ヶ月	その他必要事項	2 1年	付属装置の状態			3 不定期		必要により動作特性		
	母線	1 1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う（点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋）	1 1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、加熱	2 1年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋）	1 1年	絶縁抵抗測定			
				2 1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、加熱、ゆるみ							
				3 1年	碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み							
受電用 変圧器	1 1ヶ月	本体の外部点検、温度、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度	1 1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、亀裂、汚損、油量	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定				
			2 1年	付属装置各部の点検（機能及び状態）			2 1年		接地抵抗測定			
			3 1年	油の汚れ、必要により特性調査			3 3年		必要により絶縁油試験			
計器用 変成器	1 1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、音響、音響、ヒューズの異常	1 1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、亀裂、汚損、ヒューズの汚損	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定				
			2 1年	接地線接続部			2 1年		接地抵抗測定			
			3 1年	その他必要事項								
避雷器	1 1ヶ月	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1 1年	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定				
			2 1年	コンパウンドの異常			2 1年		接地抵抗測定			
			3 1年	接地線接続部								
配電盤	1 1ヶ月	計器の異常、表示灯の異常	1 1年	裏面配線の塵埃汚損	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定				
			2 1年	損傷、加熱、ゆるみ、断線			2 1年		接地抵抗測定			
			3 1年	接地線接続部			3 2年		保護継電器の動作特性			
電力用 コンデンサ	1 1ヶ月	液面、沈殿物、色相	1 1年	架台、碍子の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	比重測定				
			2 1年	床面の腐食、損傷			2 1ヶ月		液温測定			
			3 1年	その他必要事項			3 1ヶ月		電圧測定			
蓄電池	1 1ヶ月	充電装置の動作状態	1 1年	その他必要事項	1 2年又は一定の遮断回数による	操作機構及び付属装置の各部点検、遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及電流の測定を含む）その他必要事項	1 1年	絶縁抵抗測定				
			2 1年	電池の電圧			2 1年		接地抵抗測定			
			3 1年									

項目 対象	日常巡視点検手入				定期巡視点検手入				精密点検手入				測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目				
屋外	電線及び支持物	1 1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との隔離距離	1 1年	電柱、腕木、がいし支線、支柱、保護網などの損傷腐食	1 3年～5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検により抜粋）	1 1年	絶縁抵抗測定							
		2 1ヶ月	標識保護さくの状態	2 1年	電線取付状態、弛度その他必要事項											
電線	ケーブル	1 1ヶ月	ヘッド、接続箱、分歧のどの接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1 1年	ケーブル腐食、き裂	1 5年	必要により特定対象を定めて行う（点検箇所、部位は定期巡視点検により抜粋）	1 1年	絶縁抵抗測定							
		2 1ヶ月	布設部の無断掘削	2 1年	つ、損傷			2 1年	接地抵抗測定							
		3 1ヶ月	標識、他物との離隔距離		その他必要事項	2 3年～5年	地盤沈下の影響									
負荷	電動機その他回転機	1 1ヶ月	運転者が音響、回転、加熱、異臭、給油状況等について注意する必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1 3ヶ月	音響、振動、温度停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など外部点検を行う			1 1年	絶縁抵抗測定							
		1 1ヶ月		2 1年	制御装置点検			2 1年	接地抵抗測定							
				3 1年	接地線接続部			3 1年	必要により特性試験							
				4 1年	その他必要事項											
設備	照明設備	1 1ヶ月	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気、加熱などに注意する	1 1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド洩れその他必要事項			1 1年	絶縁抵抗測定							
				2 1年				2 1年	接地抵抗測定							
								3 3年	必要により照度測定							
設備	配線及び配線器具	1 1ヶ月	開閉器の点検、湿気、塵埃等	1 1年	開閉器、器具との接続	1 2年	許容電流と負荷電流との関係	1 1年	絶縁抵抗測定							
			器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱		器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱			2 1年	接地抵抗測定							
								3 1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験							
発電設備	原動機関係	1 1ヶ月	燃料系統からの漏油及び貯油	1 1年	機関主要部分の分解点検	1 3年	ガスタービンの点検、測定									
		1ヶ月	機関の始動、停止													
		1ヶ月	その他必要事項は細則による													
	発電機関係	1 1ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1 1年	電動機その他回転機と同じ			1 1年	絶縁抵抗測定							
								2 1年	接地抵抗測定							
								3 1年	継電器試験							
太陽電池アレイ		1 1ヶ月	各部の損傷、亀裂、汚損	1 1年	接続部の緩み変色	1 3年	停止して、各部の損傷、亀裂、汚損、接続部の緩み変色、変形、断線	1 1年	主回路絶縁抵抗測定							
						2 3年	剥離、発錆箇所の補修、塗装	2 1年	接地抵抗測定							
								3 6年	故障探査測定							
								4 6年	解放電圧測定							
光		1 1ヶ月	各部の損傷、亀裂、汚損	1 1年	接続部の緩み変色	1 3年	停止して、各部の損傷、亀裂、汚損、接続部の緩み変色、変形、断線	1 1年	主回路絶縁抵抗測定							
				2 1年	避雷器の外観			2 1年	接地抵抗測定							
		1ヶ月	開閉器の状態			2 3年	剥離、発錆箇所の補修、塗装									
発電設備	太陽電池アレイ	1 1ヶ月	各部の損傷、亀裂、汚損、異音	1 1年	接続部の緩み変色、断線	1 3年	停止して、各部の損傷、亀裂、汚損、接続部の緩み変色、変形、断線	1 1年	主回路絶縁抵抗測定							
		2 1ヶ月	表示ランプの状態	2 1年	液晶表示部の焼付			2 1年	接地抵抗測定							
				3 1年	剥離、発錆箇所の補修、塗装			3 1年	継電器試験							
				4 1年	インバーターの異音			4 3年	独立運転試験							
			5 1年	フィルターの清掃												

日常巡視点検手入記録

事業場名 大井水みらいセンター

年実施

項目 点検対象設備		巡視点検手入結果			
		実施月 点検日 者	実施月 点検日 者	実施月 点検日 者	実施月 点検日 者
受変電設備	断 路 器				
	遮断器・開閉器類				
	母 線				
	受電用変圧器				
	計器用変成器				
	避 雷 器				
	配 電 盤				
	電力用コンデンサ				
	蓄 電 池				
配（含む 電屋外 設備線 路）	断 路 器 ・ 遮 断 器				
	配 電 用 変 圧 器				
	そ の 他 付 属 設 備				
	電 線 及 び 支 持 物				
	ケ ー ブ ル				
負荷設備	電動機その他回転機				
	照 明 設 備				
	配 線				
発電設備	原 動 機 関 係				
	発 電 機 関 係				
太陽光発電設備	太 陽 電 池 ア レ イ				
	接 続 箱 ・ 集 電 箱				
	パワーコンディショナー				
その他					
記 事					

定期精密巡視点検手入記録

事業場名 大井水みらいセンター

点検対象設備		項目		実施年月日	年	月	日	天候	温度	湿度
		巡視点検手入結果							点検責任者	
受変電設備	断 路 器									
	遮断器・開閉器類									
	母 線									
	受電用変圧器									
	計器用変成器									
	避 雷 器									
	配 電 盤									
	電力用コンデンサ									
	蓄 電 池									
配電屋外設備 (含む電線路)	断 路 器 ・ 遮 断 器									
	配 電 用 変 圧 器									
	そ の 他 付 属 設 備									
	電 線 及 び 支 持 物									
	ケ ー ブ ル									
負荷設備	電動機その他回転機									
	照 明 設 備									
	配 線									
発電設備	原 動 機 関 係									
	発 電 機 関 係									
太陽光発電設備	太 陽 電 池 ア レ イ									
	接 続 箱 ・ 集 電 箱									
	パ ワー コ ン デ ィ シ ョ ナ ー									
その他										
記 事										

機器精密点検測定記録

事業場名 大井水みらいセンター
年 月 日 実施点検
点検責任者

機器名	製造者 型式番号	定 格	動作及び特性試験		絶縁油試験		そ の 他	点検測定結果 及び概要(処置)
			動作状態	特 性	耐電圧	酸 価		
記 事								

接 地 抵 抗 測 定 記 録

事業場名 大井水みらいセンター

測 定 日	年 月 日	測 定 器 具		測定責任者	
天 候					
温度・湿度					

接 地 極 詳 細				法定最高 抵 抗 値	測 定 値 (Ω)	良 否	摘 要 (処置)
番号	埋設位置	当該接地極にて 接地する機器及び 電気施設の明細	接地種別				

接地線系統図（接地線の種類及び太さ記入のこと）

電 気 事 故 記 録

年 月 日

軽 重

(何れかを抹消)

記録作成者

速 報 提 出	年 月 日 時	詳 報 提 出	年 月 日	事業場名
提 出 方 法		提 出 方 法		大井水みらいセンター
提 出 先		提 出 先		備 考

件 名							
事 故 発 生 の 日 時			天	候			
事 故 発 生 の 場 所							
事故発生の電気工作物			使 用 電 圧				
事 故 の 状 況							
事 故 の 原 因							
保護措置の種類及び動作の適否							
被害電気工作物の概要							
他に及ぼした傷害							
供給支障電力及び供給支障時間			発電支障電力及び発電支障時間				
復 旧 の 日 時			復旧に要する費用				
事故発生の防止対策							
被 害 者	所 属	氏 名	性別	年齢	作業 経験年数	被 害 の 内 容	
自家用電気工作物の概要	業 種		発電電力		kW	発電電圧	kV
			受電電力		kW	受電電圧	kV

受 電 日 誌

(1) 電力使用記録

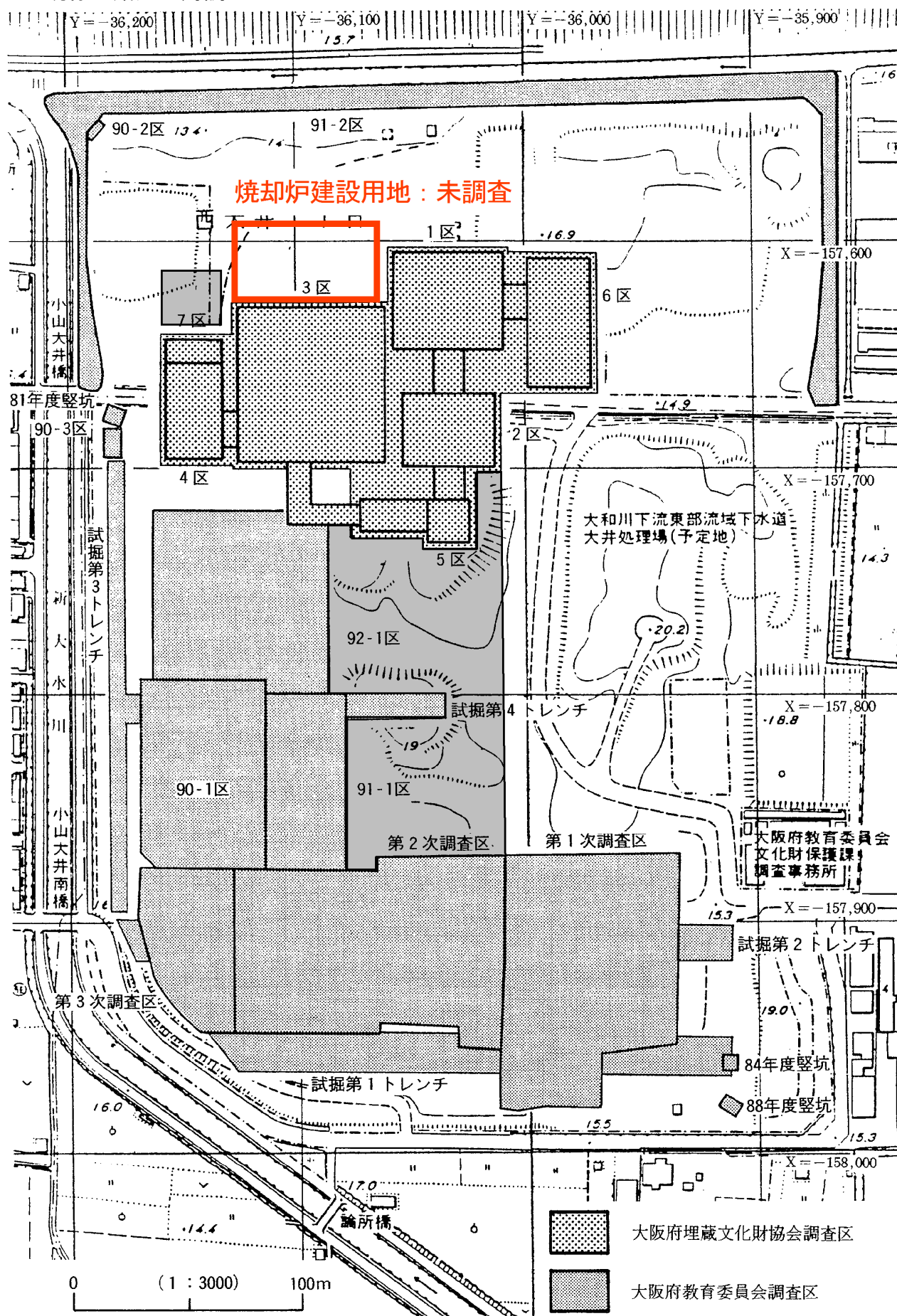
												関係者印								
年 月 日 曜日 天候 気温 ℃ 湿度 %																				
時 刻	受 電 盤											配 電 盤								
	電 圧 (V)			電 流 (A)			力 率 (%)	電 力 (kW)	電 力 量 (kWh)			記 事	線		線		線		記 事	
													電 流 (A)	電 力 (kV)	電 流 (A)	電 力 (kV)	電 流 (A)	電 力 (kV)		
2																				
4																				
6																				
8																				
10																				
12																				
14																				
16																				
18																				
20																				
22																				
24																				
電 力 値	受 電		(kWh)				記 事													
	月 累 計		(kWh)																	
	最 大		(kW)																	
	平 均		(kV)																	
	負 荷 率		(%)																	

法定事業者検査記録

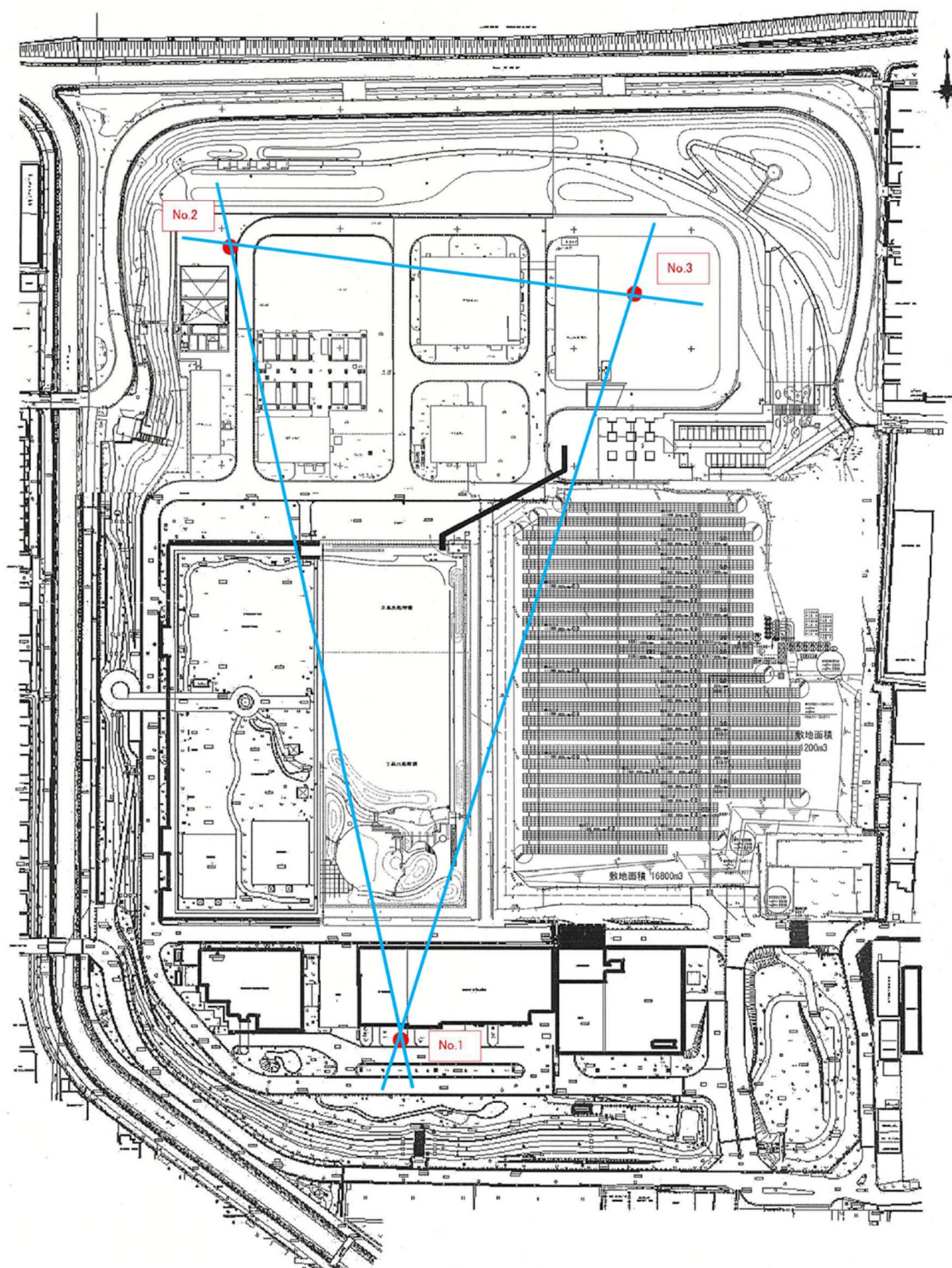
- ① 検査年月日
- ② 検査の対象
- ③ 検査の方法
- ④ 検査の結果
- ⑤ 検査を実施したものの氏名
- ⑥ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- ⑦ 検査の実施に係る組織
- ⑧ 検査の実施に係る工程管理
- ⑨ 検査協力会社の管理に関する事項
- ⑩ 検査記録の管理に関する事項
- ⑪ 検査に係る教育訓練に関する事項

記録の保存年限は上記①～⑥は5年間、⑦～⑪は法定事業者検査を行った後最初に安全管理審査の結果の通知を受けるまでの間とする。

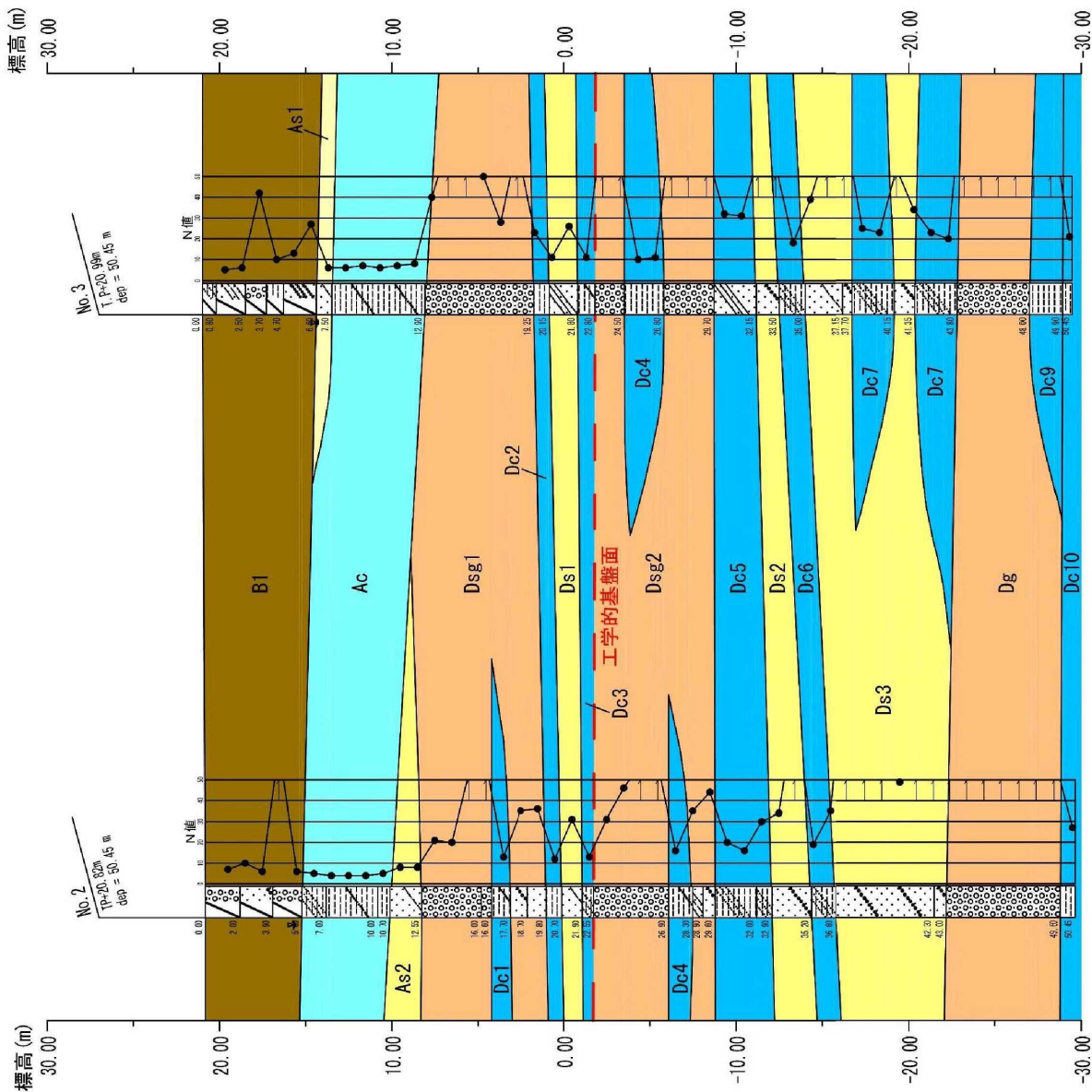
別紙 1 1 既存埋蔵文化財調査



文化財調査範囲図



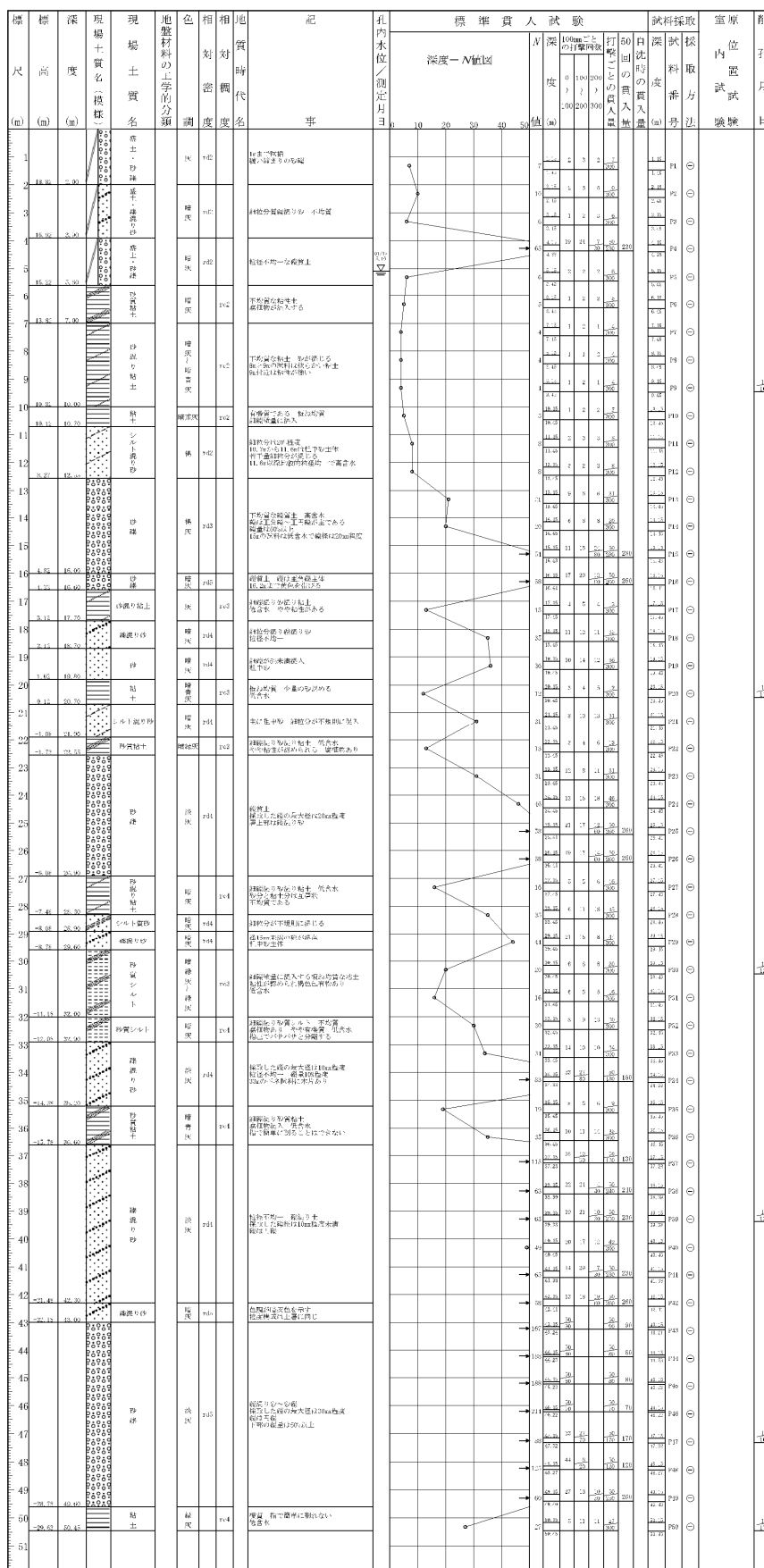
土質調査位置図



地質時代	地層名	地層記号	代表N値 (範囲)	地層の特徴
新世	礫土	B1	6 (5~13)	大平水めいはいターモ湖相礫層。 全土質な砂質粘土～砂礫層よりなり、φ100mm程度の玉石が散在。 本層最下部付近に地下水水立が分布していると推定される。
	埋土	B2	22 (8~50以上)	No.1孔のみで確認。厚層は2.2m程度。 埋土は砂質粘土～砂礫層よりなり、φ100mm程度の玉石が散在。 粗粒不均一な砂礫層よりなり、φ100mm程度の玉石が散在。
	沖積層 第1砂質土層	As1	6 (6)	No.3孔のみで確認。厚層は0.3m程度。 シルト質のシルト質粘土よりなり、低含水である。
新 世	沖積粘性土層	Ac	5 (4~8)	No.2、No.3孔で確認。厚層は5.1~5.4m程度。 不均質な砂質粘土～粘土よりなり、部分別に腐植物を混入。 厚土側は砂質粘土を多く混入する傾向にある。
	沖積 第2砂質土層	As2	8 (8)	No.2孔のみで確認。厚層は1.1m程度。 細粒中砂土質のシルト質粘土よりなり、低含水である。
	沖積礫質砂質土 ・砂質土層	Dsg1	38 (20~50以上)	全土で確認。厚層は5.1~7.2m程度。 細粒中砂土質の砂質粘土よりなり、一部腐植物を混入。 Dsg1層を形成する。
新 世	沖積粘性土層	Ds1	16 (13~21)	No.1、No.2孔で確認。厚層は1.1~1.4m程度。 低含水の砂質粘土よりなり、やや粘性がある。
	沖積 第3砂質土層	Ds2	11 (10~16)	全土で確認。厚層は0.7~0.9m程度の厚層。 砂。細粒を混入する砂質粘土～粘土よりなり、粘性は比較的高い。
	沖積 第4砂質土層	Ds3	21 (11~31)	全土で確認。厚層は0.6~1.6m程度の厚層。 不均質な砂質粘土～砂礫層よりなり、部分別に腐植物を混入。 厚土側は砂質粘土を多く混入する傾向にある。
新 世	沖積 第5砂質土層	Ds4	14 (11~21)	全土で確認。厚層は0.6~1.2m程度の厚層。 低含水の砂質粘土よりなり、粘性は比較的高い。
	沖積礫質砂質土 ・砂質土層	Dsg2	46 (31~50以上)	全土で確認。厚層は5.7~7.0m程度。 上部は粗～中粒土質の砂礫層、下部は粗粒中砂土質の砂礫層よりなり、一部腐植物を混入し、一部有粘性となる。
	沖積 第4粘性土層	Dc4	12 (10~18)	No.2、No.3孔で確認。厚層は1.4~2.3m程度。 砂質粘土よりなり、低含水で一部有粘性となる。
新 世	沖積粘性土層	Dc5	21 (16~32)	全土で確認。厚層は2.4~3.9m程度。 砂質粘土～砂質シルト～粘土よりなり、一部腐植物を混入。本層は低含水で粘性、腐植物を混入。
	沖積 第6砂質土層	Dc6	44 (34~50以上)	全土で確認。厚層は0.3~2.3m程度の厚層。 細粒中砂土質の砂質粘土よりなり、低含水で一部有粘性となる。
	沖積 第7砂質土層	Dc7	17 (12~35)	全土で確認。厚層は0.8~1.5m程度の厚層。 細粒が混入する不均質な砂質粘土よりなり、低含水で一部有粘性となる。
新 世	沖積 第8砂質土層	Dc8	44 (21~50以上)	全土で確認。厚層は0.3~0.6m程度。 細粒中砂土質のシルト質粘土よりなり、粗粒中砂土質の砂質粘土よりなり、Dc7層を形成する。
	沖積粘性土層	Dc9	22 (20~32)	No.1、No.3孔で確認。厚層は0.8~3.2m程度。 Dsg1層中に散在するが、Dsg1の砂質粘土と互層状をなす。 不均質な砂質粘土よりなり、低含水で一部有粘性となる。
	沖積 第9砂質土層	Dc10	50 (50以上)	No.1孔のみで確認。厚層は0.3m程度。 厚層は粗粒中砂土質の砂質粘土よりなり、低含水である。
新 世	沖積礫質土層	Dg	50 (50以上)	全土で確認。厚層は4.7~6.6m程度。 厚層は粗粒中砂土質の砂質粘土よりなり、低含水である。
	沖積 第10砂質土層	Ds1	50 (50以上)	No.2孔のみで確認。厚層は1.1m程度。 火山灰質のシルト質粘土よりなり、低含水である。
	沖積 第10粘性土層	Ds2	23 (21~27)	No.2、No.3孔で確認。厚層は0.5m以上、本層最下部で最厚。 低含水で不均質な粘土よりなり、一部腐植物を混入する。

地質想定断面図 (No.2-No.3)

ボーリング名	No.2	調査位置	大阪府藤井寺市西大井1丁目地内	北緯	34° 34' 56.348"
発注機関	大阪府南部流域下水道事務所	調査期間	2023年 1月 10日 ~ 2023年 1月 17日	東経	135° 36' 11.774"
調査業者名	日本物産探検株式会社関西支店 電話 06-6777-3517	主任技師	古村 修 （登録技師 第11050号）	現地代理人	大谷内 進 （登録技師 第16017号）
孔口標高	T.P. 20.82m	地盤勾配	東向き 約10%	コピャー	大井 泰宏 （登録技師 第14301号）
総掘孔長	50.00m	使用機種	阪神地下工機DP-3	ボーリング責任者	古村 雅彦 （登録技師 第11050号）
		エンジン	ヤンマーTF90V-E	ポンプ	扶桑工業V5-F



ボーリング柱状図 (No. 2)

ボーリング名	No.3	調査位置	大阪府堺市西大井1丁目地内	北緯	34° 34' 53.744"
発注機関	大阪府南部流域下水道事務所	調査期間	2023年 1月 17日 ~ 2023年 1月 23日	東経	135° 36' 18.600"
調査業者名	日本物産建設株式会社調査支部 電話 06-6777-3517	主任技師	吉村 修 ※登録番号 第11050号	現場代理人	大谷内 進 ※登録番号 第10917号
孔口標高	T.P. 20.99m	角	180°	コア	アヒ 宏宏 ※登録番号 第14301号
総掘孔長	50.00m	方位	180°	ボーリング責任者	小久保 暢人 ※登録番号 第21059号
		地盤勾配	0°	試験機	古田鉄工所G05
		使用機器	エンジン	エンジン	ヤマハ GP099
				ポンプ	古田鉄工所GP-5

標高	深度	現場土質名	地盤材料の土質分類	色	相対密度	地質時代	記	孔内水位	標準貫入試験	試験採取	室内	削
尺	度											
(m)	(m)	(m)										
1	20.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	下流側の粘土・砂質粘土	0	1	1	1	1
2	19.99	0.50	粘土・シルト質砂	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土 材料は粘土・シルト質粘土	1	1	1	1	1
3	19.49	0.50	粘土・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	2	1	1	1	1
4	18.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	3	1	1	1	1
5	18.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	4	1	1	1	1
6	17.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	5	1	1	1	1
7	17.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	6	1	1	1	1
8	16.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	7	1	1	1	1
9	16.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	8	1	1	1	1
10	15.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	9	1	1	1	1
11	15.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	10	1	1	1	1
12	14.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	11	1	1	1	1
13	14.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	12	1	1	1	1
14	13.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	13	1	1	1	1
15	13.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	14	1	1	1	1
16	12.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	15	1	1	1	1
17	12.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	16	1	1	1	1
18	11.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	17	1	1	1	1
19	11.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	18	1	1	1	1
20	10.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	19	1	1	1	1
21	10.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	20	1	1	1	1
22	9.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	21	1	1	1	1
23	9.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	22	1	1	1	1
24	8.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	23	1	1	1	1
25	8.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	24	1	1	1	1
26	7.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	25	1	1	1	1
27	7.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	26	1	1	1	1
28	6.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	27	1	1	1	1
29	6.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	28	1	1	1	1
30	5.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	29	1	1	1	1
31	5.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	30	1	1	1	1
32	4.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	31	1	1	1	1
33	4.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	32	1	1	1	1
34	3.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	33	1	1	1	1
35	3.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	34	1	1	1	1
36	2.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	35	1	1	1	1
37	2.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	36	1	1	1	1
38	1.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	37	1	1	1	1
39	1.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	38	1	1	1	1
40	0.99	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	39	1	1	1	1
41	0.49	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	40	1	1	1	1
42	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	41	1	1	1	1
43	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	42	1	1	1	1
44	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	43	1	1	1	1
45	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	44	1	1	1	1
46	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	45	1	1	1	1
47	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	46	1	1	1	1
48	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	47	1	1	1	1
49	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	48	1	1	1	1
50	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	49	1	1	1	1
51	0.00	0.50	粘土・鉄屑・砂質粘土	緑灰色	10	近代	砂質粘土・シルト質粘土	50	1	1	1	1

ボーリング柱状図 (No. 3)

別紙 1 3 既存設備との取合位置図

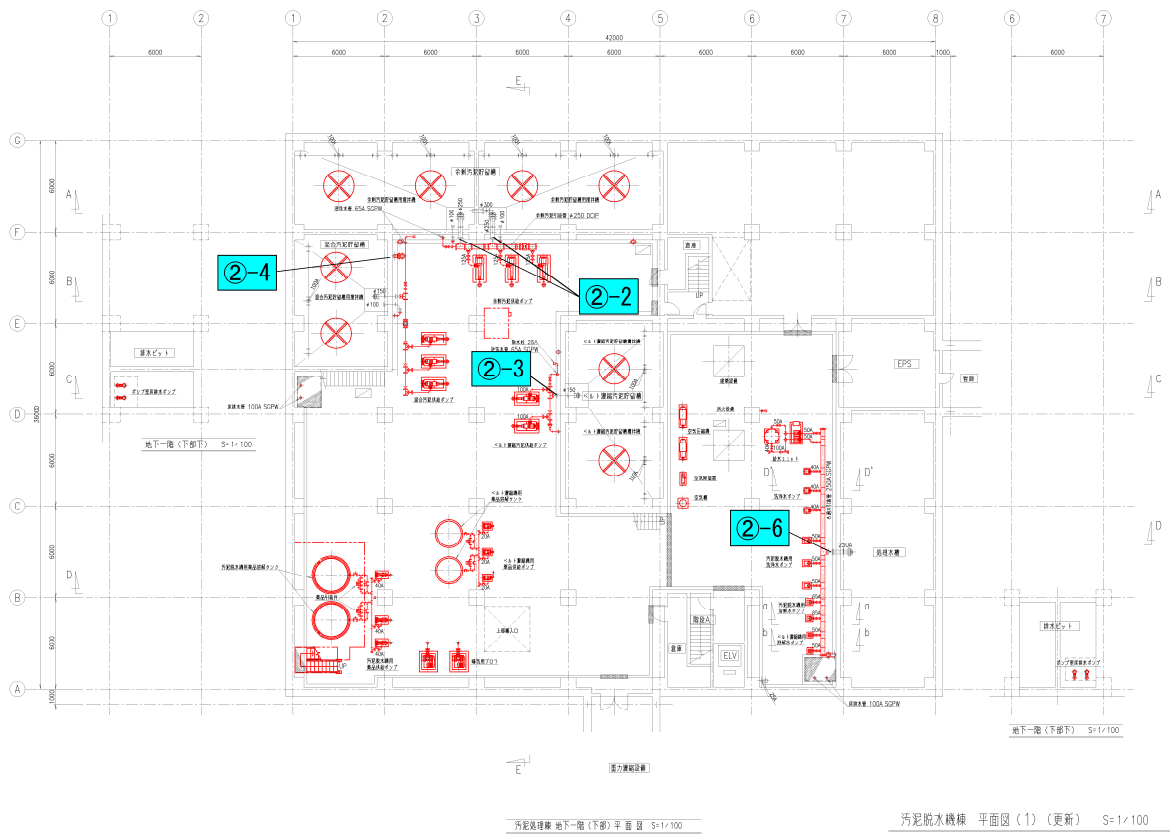
1. 機械設備関係取合点一覧

	記号	種類	計画量	取合点	取り合い形状	備考
汚泥濃縮棟	①-1	水処理スカム		スカム移送配管	DCIP φ 200	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-2	初沈汚泥		初沈汚泥管	DCIP φ 200	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-3	余剰汚泥		余剰汚泥管	DCIP φ 200	汚泥濃縮棟B 1 F
				余剰汚泥移送管	DCIP φ 300	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-4	重力濃縮汚泥		重力濃縮槽引抜管	DCIP φ 150×2	汚泥濃縮棟B 1 F
				重力濃縮汚泥管	DCIP φ 75	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-5	処理水		雑用水管	SGPW 25A	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-6	返流水		分離液管	DCIP φ 350	汚泥濃縮棟B 1 F
	①-7	汚水		汚水人孔		濃縮棟近傍
	①-8	雨水		雨水人孔		濃縮棟近傍
	①-9	臭気		脱臭ダクト	汚泥脱水棟送り	汚泥濃縮棟 1 F・B1F
汚泥脱水棟	②-1	重力濃縮汚泥		重力濃縮汚泥管	DCIP φ 75	汚泥脱水棟B 1 F
	②-2	余剰汚泥		余剰汚泥貯留槽	DCIP φ 300	汚泥脱水棟B 1 F
	②-3	機械濃縮汚泥		濃縮汚泥貯留槽引抜管	65A	汚泥脱水棟B 1 F
	②-4	混合汚泥		混合汚泥槽引抜管	150A	汚泥脱水棟B 1 F
	②-5	脱水汚泥		脱水汚泥搬送設備	任意(提案)	汚泥脱水棟2F
				貯留ホッパ	任意(提案)	汚泥脱水棟1F
	②-6	処理水		処理水槽引抜管	65A~250A	汚泥脱水棟B 1 F
	②-7	空気源		空気圧縮機	任意(提案)	任意(提案)
	②-8	返流水		分離液管	DCIP φ 300×2	汚泥脱水棟B 1 F
				床排水管	SGPW 100A	汚泥脱水棟B 1 F
	②-9	汚水		汚水人孔		脱水機棟近傍
焼却設備	③-1	脱水汚泥(場内)		脱水汚泥搬送設備	任意(提案)	汚泥脱水機棟より
	③-2	脱水汚泥(外部)		受入ホッパ	任意(提案)	焼却施設内
	③-3	し渣(場内・外部)		受入ホッパ	任意(提案)	焼却施設内
	③-4	処理水		処理水管	任意(提案)	汚泥脱水機棟より
	③-5	上水		上水管	任意(提案)	汚泥脱水機棟より
	③-6	燃料		燃料タンク/ガス管	任意(提案)	任意(提案)
	③-7	空気源		空気圧縮機	任意(提案)	任意(提案)
	③-8	流動砂		砂ホッパ	任意(提案)	任意(提案)
	③-9	返流水		汚水人孔		焼却炉用地近傍
	③-10	汚水		汚水人孔		焼却炉用地近傍
	③-11	雨水		雨水人孔		焼却炉用地近傍
	③-12	臭気		炉内燃焼/脱臭装置	任意(提案)	任意(提案)
	③-13	灰搬出		灰ホッパ	任意(提案)	任意(提案)
	③-14	排気ガス		排気塔	任意(提案)	任意(提案)

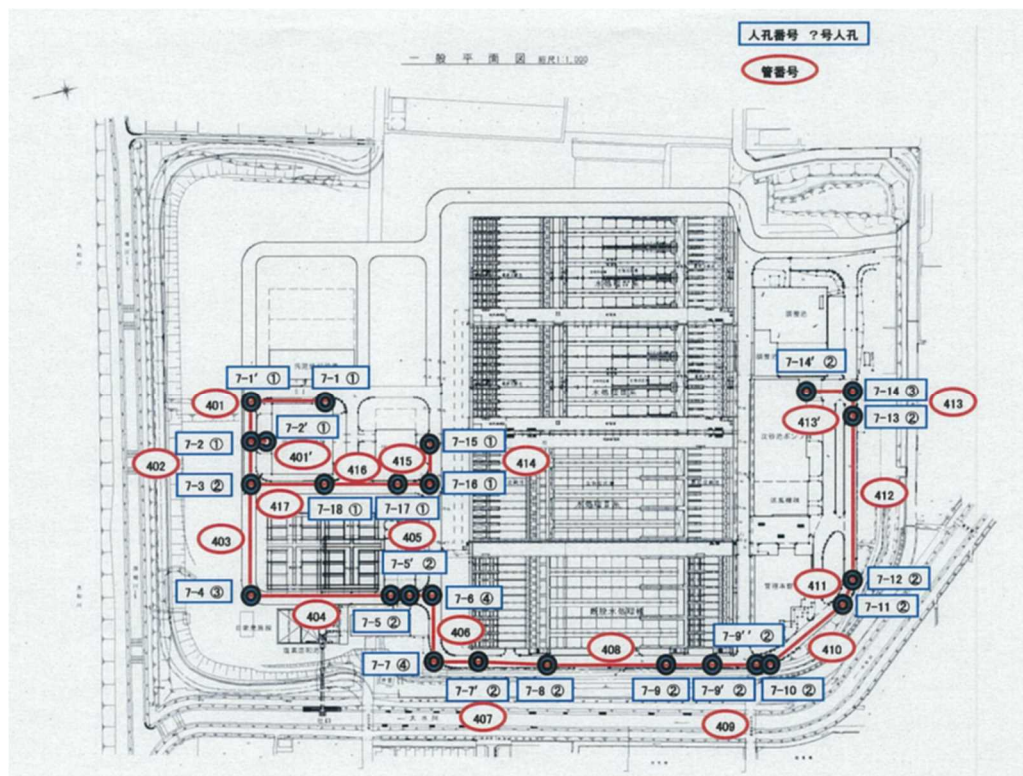
(1) 污泥浓缩棟



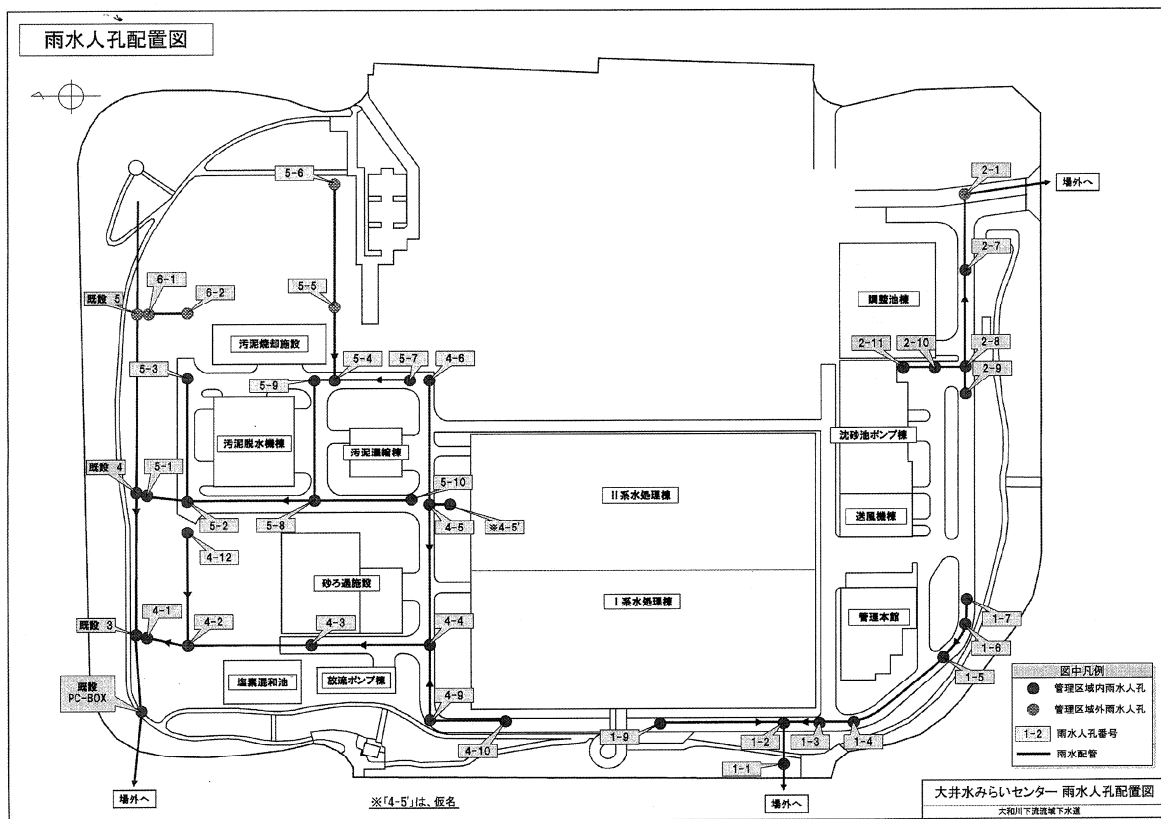
污泥脱水機棟 平面圖 (3) (更新) S=1/100



(3) 返流水 (汚水排水含む)



(4) 雨水排水

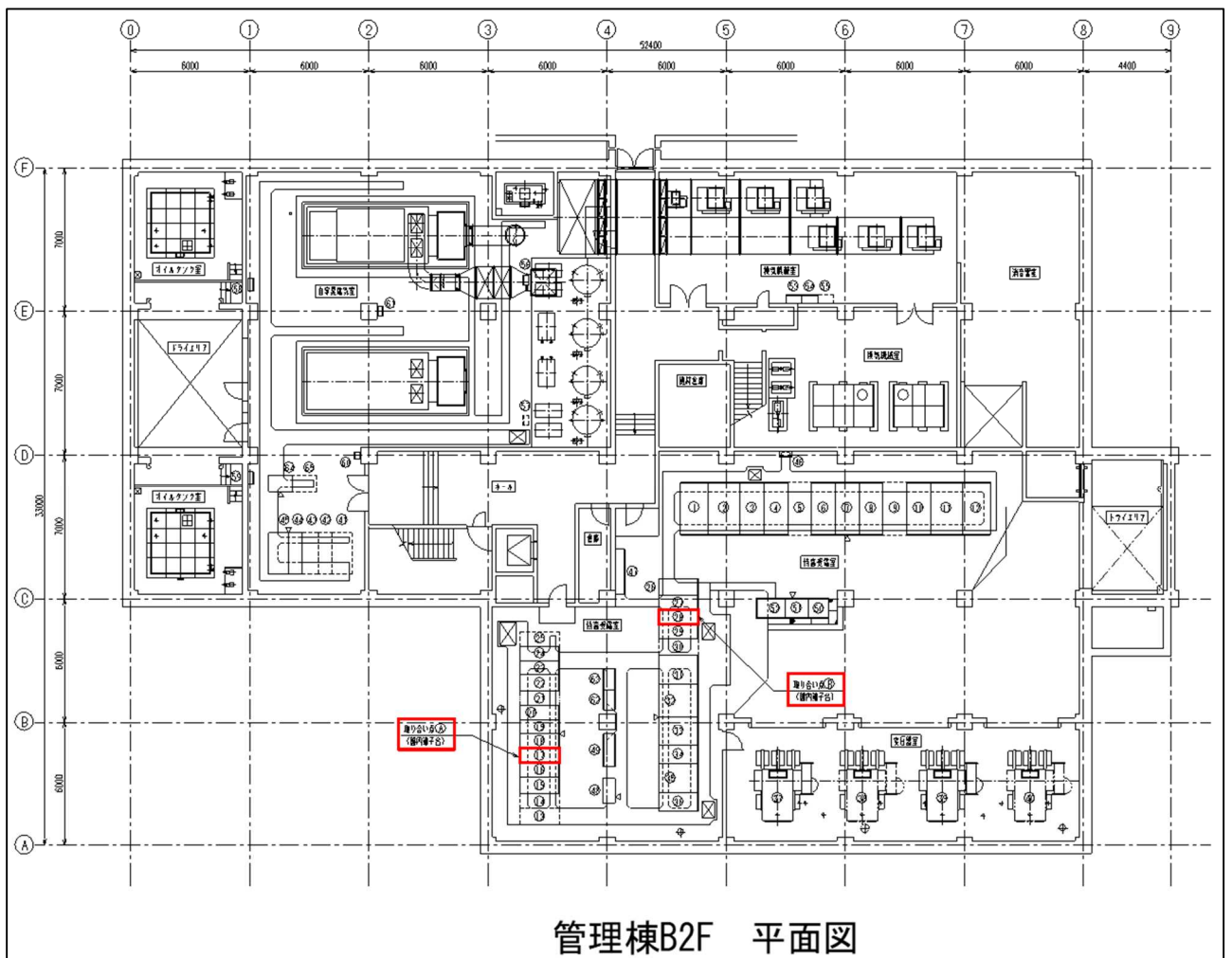


3. 電気設備関係取合点一覧

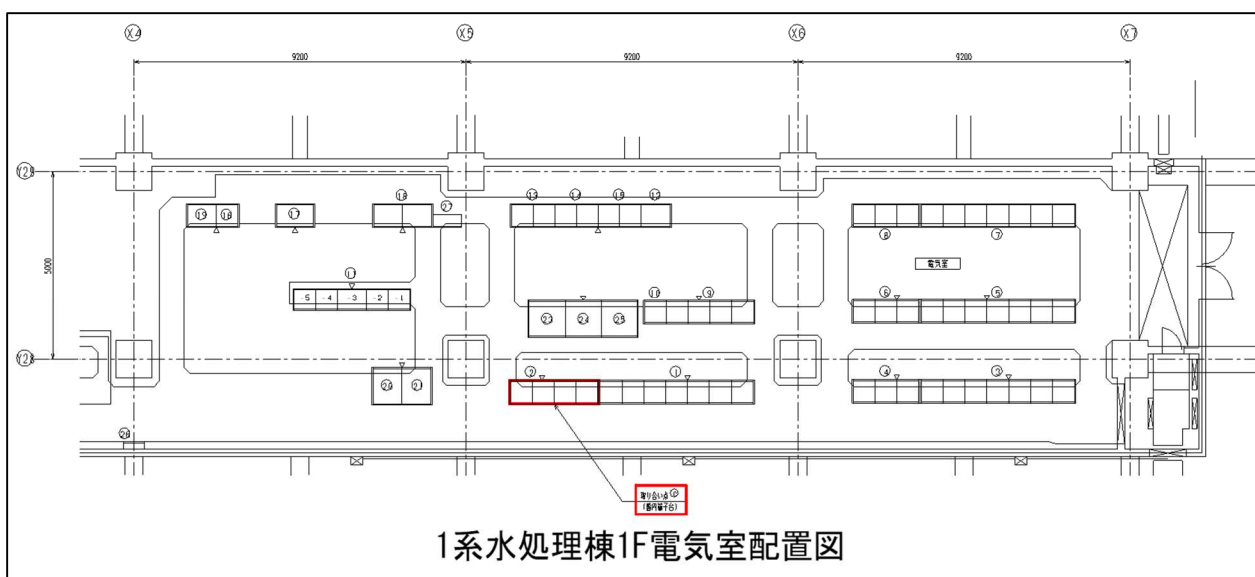
施設	記号	種類	取合点	取り合い形状	備考
管理棟	A	高圧ケーブル	脱水機棟及び放流ポンプ棟No.1送電盤	盤内端子台	管理棟B2F電気室
	B	高圧ケーブル	脱水機棟及び放流ポンプ棟No.2送電盤	盤内端子台	管理棟B2F電気室
1系 水処理棟	C	制御ケーブル	1系水処理共通補機設備補助継電器盤	盤内端子台	1系水処理棟1F電気室
2系 水処理棟	D	制御ケーブル	2系水処理共通補機設備コントロールセンタ	盤内端子台	2系水処理棟1F電気室
急速 ろ過棟	E	計装ケーブル	用水・砂ろ過・滅菌設備入出力装置	盤内端子台	汚泥脱水機棟より

4. 電気設備関係取合位置図

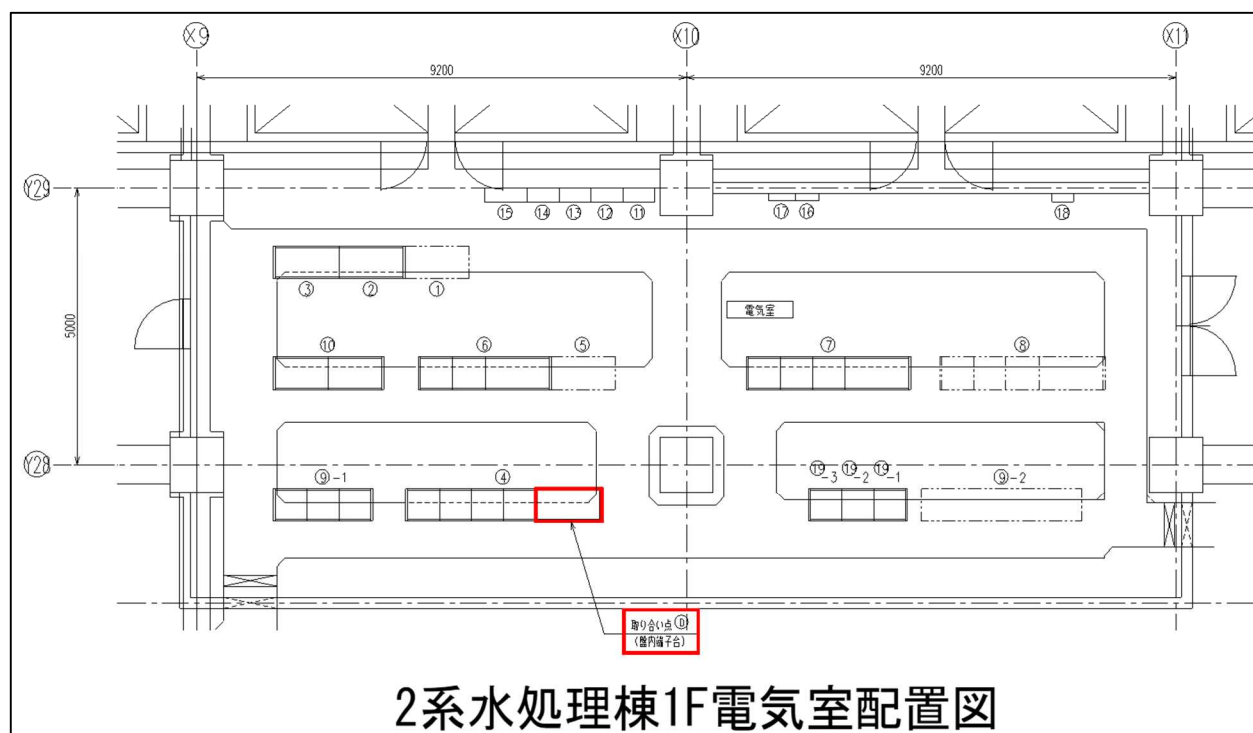
(1) 管理棟



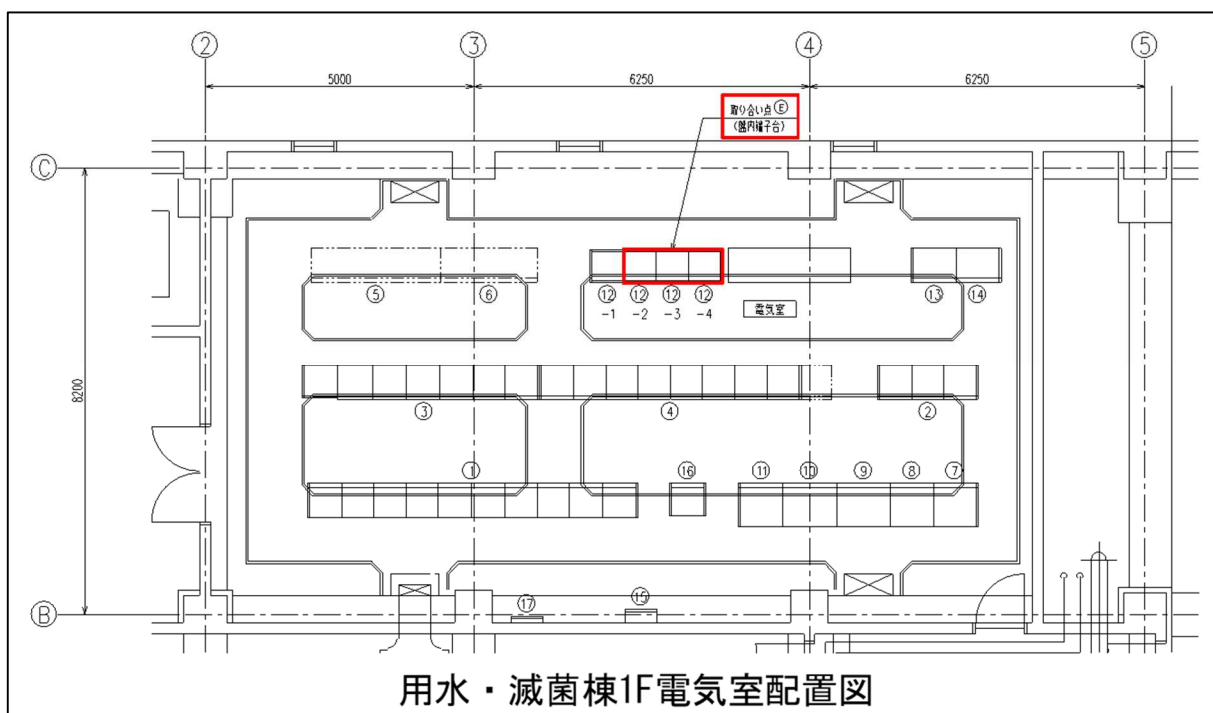
(2) 1系水处理棟



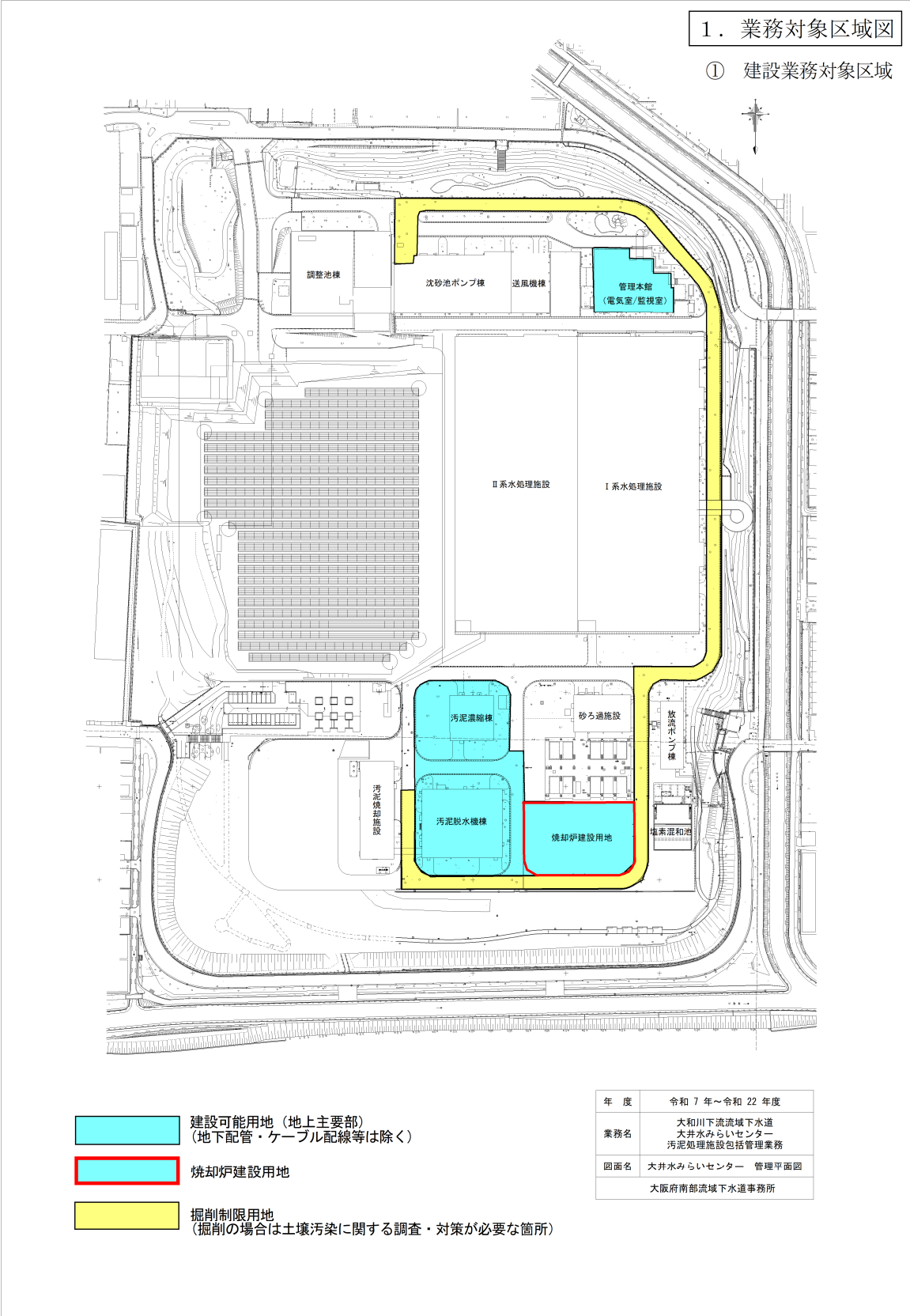
(3) 2系水处理棟



(4) 用水・滅菌棟

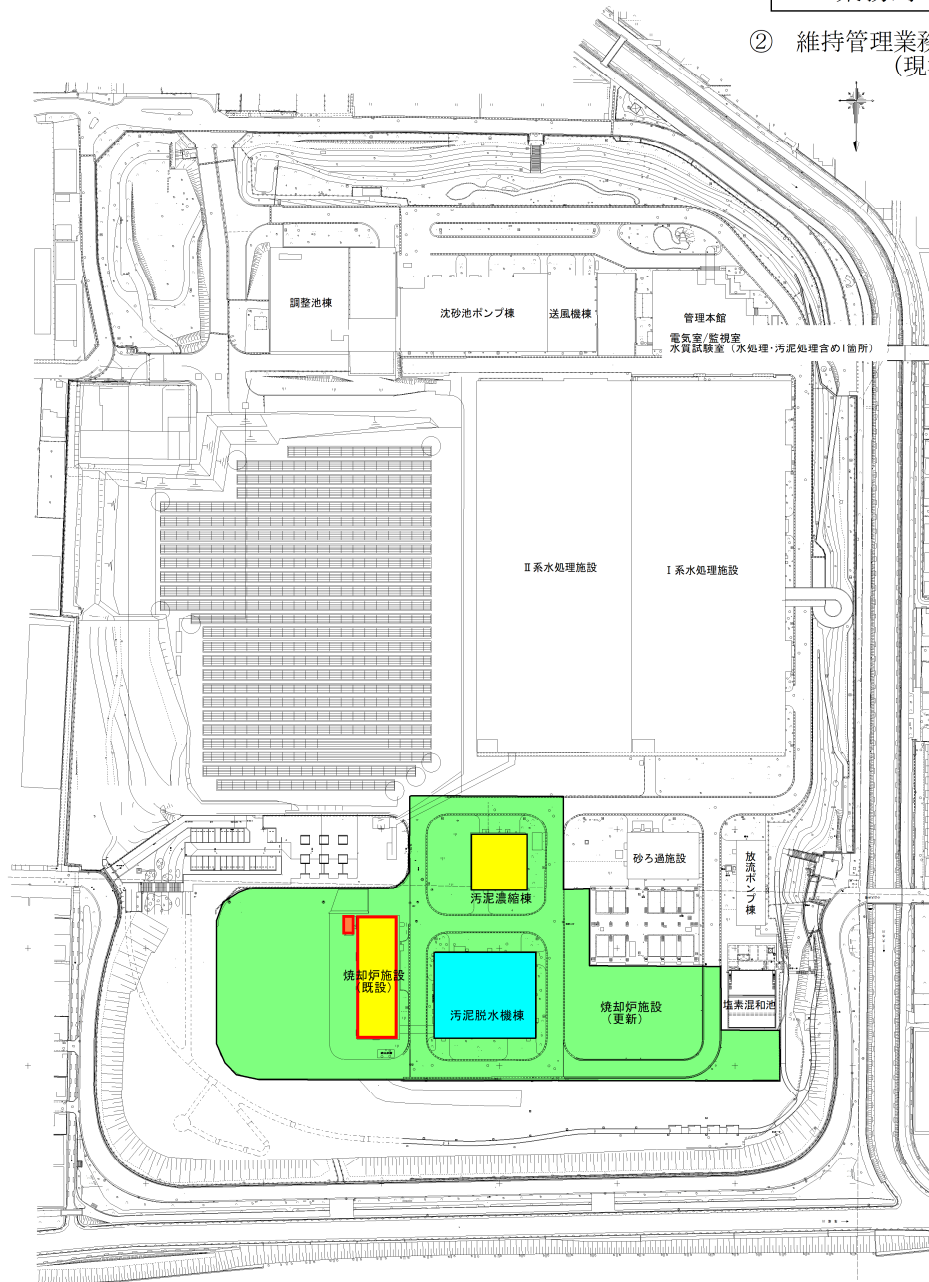


別紙 1 4 事業対象範囲図



1. 業務対象区域図

② 維持管理業務対象区域 (現況)



- (2) 地下タンク設備点検業務
- (3) 特定建築物定期点検業務
- (4) 貯水槽設備保守点検業務
- (5) エレベータ保守点検業務
- (6) 脱臭用吸着剤取替業務
- (7) 消防設備点検業務
- (8) 特定フロア点検業務
- (9) 清掃業務

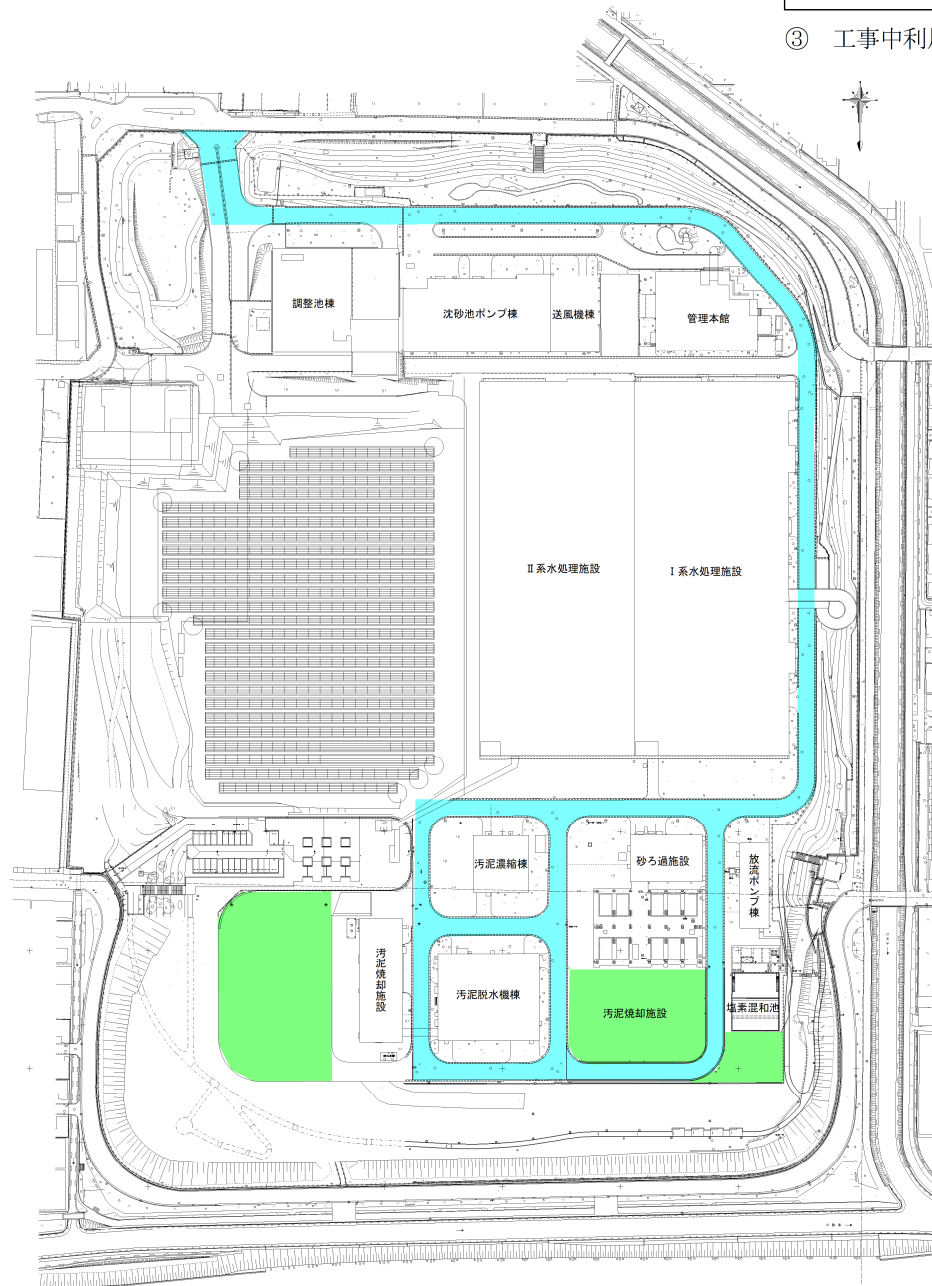
- (7) 消防設備点検業務
- (10) 除草業務
(管理用道路及び焼却炉施設(更新)は対象から除くが受注者にて適切に管理のこと。)

年 度	令和 7 年～令和 22 年度
業務名	大和川下流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理業務
図面名	大井水みらいセンター 管理平面図
	大阪府南部流域下水道事務所

※本事業で新たに必要になった業務は対象に含める。の区域は、既設焼却炉廃止後は、業務範囲外とする。

1. 業務対象区域図

③ 工事中利用可能区域



- 工事車両通行可能道路
- 工事中の貸出用地

年 度	令和 7 年～令和 22 年度
業務名	大和川下流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理業務
図面名	大井水みらいセンター 管理平面図
	大阪府南部流域下水道事務所